

令和3年第8回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和3年第8回苓北町議会臨時会は、令和3年12月17日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾 脇 宣 宏
税務住民課長	吉 本 英 明	企画政策課長	福 田 誠 一
教 育 課 長	西 川 文 孝	土木管理課長	汐 崎 正 喜
農林水産課長	宮 崎 良 成	商工観光課長	錦 戸 雅 志
水道環境課長	田 尻 悟	福祉保健課長	本 田 保
健康増進室長	田 尻 康 彦	会 計 課 長	松 村 保 則

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第65号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）に係る再議について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は、12人です。定足数に達しておりますので、只今から、令和3年第8回苓北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、倉田明君、1番、山口利生君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前 9時31分

再開 午前11時04分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

-----○-----

日程第3 議案第65号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）に係る再議
について

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、議案第65号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）に係る再議についてを議題とします。

令和3年12月10日に議決した「議案第65号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）」は、町長から地方自治法第176条第1項の規定により、再議に付されました。

再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 皆さん、大変お待たせをいたしました。

本日は、令和3年第8回荅北町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

先の12月定例会が閉会したばかりではございますが、地方自治法第176条第1項の規定により、先般の議案第65号、令和3年度荅北町一般会計補正予算（第6号）について、白木尾台地法面崩壊防止対策事業関連歳入歳出予算を、令和3年度一般会計補正予算から削除する議員提出修正案が可決されたところでございますが、この件で、再議に付することを求めるものでございます。

白木尾台地法面崩壊防止対策事業につきましては、永年の懸案事項であり、これまで何度となく町に対して、内田区・白木尾区・年柄区の3地区区長による連名による要望書、土地改良区からの要望書を始め、地域の方々から切実な要望が出されてまいりました。そのような中で、今般、令和元年5月に関係区長（内田区・白木尾区・年柄区の区長さん方です。）連名により提出があった、「白木尾台地海岸線の法面崩壊防止対策事業の実施について」の要望を受け、国土強靱化対策として、土地所有者等の負担が生じない形で町において対応するもので、今回の施工箇所は、これまでの説明会等を通じ土地所有者等の承諾を得たうえでの補正予算計上であり、土地所有者等においては早期の事業着手を望んでおられるものであります。

しかしながら、先の定例会において関連予算が通過しなかったことについては、まことに遺憾の極みでございます。

そこで、今回、私にとりまして初めて地方自治法の規定に基づく再議を求めることにいたしました。先ほど申し上げましたとおり、本件については永年の懸案事項であり、地域の方々からの切実な要望であるとともに、負担も生じないような形での法面崩壊防止対策工事であり、使用する盛土材につきましては、熊本県知事の許可を受けた建設資材であります。また、国の指定機関からも環境主張建設資材の適合証明を受けた資材となっております。よって、安全で安価な工法となる現計画どおりの整備を進めてまいりたいとの判断に至りましたので、ここにお願いをするところでございます。

どうか、議員の皆様方におかれましては、今一度、慎重かつ賢明なご判断を重ねてお願いを申し上げます。

なお、詳細な理由につきましては、副町長から説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） それでは、私のほうから再議に付した理由につきまして、配付されております再議書により説明させていただきます。

まず、理由の1点目です。

今回の修正議決により削除された白木尾台地法面崩壊防止対策事業の実施は、永年の懸案事項であり、これまで何度となく町に対して、内田区・白木尾区・年柄区の3地区区長の連名による要望書、土地改良区からの要望書を始め、地域の方々から切実な要望が出されてきました。そして、今般、令和元年5月に関係区長（内田区・白木尾区・年柄区）連名により提出がございました「白木尾台地海岸線の法面崩壊防止対策事業の実施について」の要望を受け、国土強靱化対策として、土地所有者等の負担が生じない形で町において対応するものでありまして、今回の施工箇所は、これまでの説明会等を通じ土地所有者等の承諾を得たうえでの補正予算計上であり、土地所有者等においては早期の事業着手を望んでおられます。また、まだ承諾には至っていない2名の土地所有者等についても、事業実施についてはご理解いただいております、引き続き懸念されておられる使用資材、工法についてご理解いただけるよう説明を継続していくものであります。

理由の2点目です。

使用する石炭灰リサイクル製品の安全性への疑義が挙げられましたが、今回の事業において盛土材として使用予定のアッシュクリートType-II（AC-II）は、路盤材・盛土材等として使用することについて熊本県知事の許可を受けた建設資材であり、国の指定機関である一般財団法人建材試験センターにおいて環境主張建設資材の適合証明を受けた資材であります。また、苓北町議会においても平成19年11月から1年間、全議員を構成員とした石炭灰リサイクル調査検討特別委員会を設置され調査検討を行い、国が定める環境基準値以下であったことを全会一致で確認されておられます。加えて、町においても内田工業団地内の実証工事において石炭灰リサイクル製品の安全性を検証するためのモニタリング調査を毎年実施し、その調査結果（分析機関の濃度量証明書）について町のホームページで公表しており、これまでの期間、全て環境基準値以下の値となっております。

理由の3点目です。

町においては、苓北町地域資源有効活用事業（石炭灰リサイクル事業）を実施するにあたり、平成15年度に策定した「苓北町地域資源有効活用ビジョン」に基づき、これまで、石炭灰リサイクル事業者を町内に誘致するとともに、産業の活性化及び雇用の創出を図ってきたところであります。

なお、これまでに使用されたアッシュクリートType-II（AC-II）の納品実績は、熊本県事業を含む町内公共工事15事業、町内民間工事48事業のほか、町外の官民工事にも用いられており、官民を問わず使用がなされ、資源循環型社会への貢献が図られております。

理由の4点目です。

事業の進め方についての疑義が挙げられましたが、今回の事業予算提出にあたっては、先の6月議会で事業実施に係る測量設計費の計上を行い、その後、3回の関係者説明会及び欠席された方々へは個別説明を複数回行ったうえで提案したものであり、土地所有者等の皆様方には事業実施についてのご理解をいただいております。

なお、今回の事業説明に際し提出された要望書について、片寄った説明がなされたとのことでありますが、地権者7名の方々から出された要望書及び苓北町潜水組合から出された要望書については、受理後、直ちに各地権者への戸別訪問、説明、潜水組合代表の方々への説明、回答を済ませ、ご理解をいただいた中で議員皆様への説明を行ったものであります。

理由の5点目です。

畑地面積が少なくなるとの疑義が挙げられましたが、今回の事業は、正に農用地を保全する事業であります。現状の当該畑地は、既に侵食が進み、広範囲に土地が滅失している状況であるため、これを今回の事業によって一部復元し農用地を確保し守るものであります。

また、既存の防潮林が失われるとの疑義が挙げられましたが、今回の事業は、工作物設置のため一部法面部分の掘削が伴うものの、既存の防潮林を消失させる範囲ではございません。

理由の6点目です。

今回の事業実施にあたっては、数年にわたり熊本県とも協議を重ねながら計画づくりを進めてきたものであり、現制度下では、交付金事業、補助金事業としての採択が困難な中、国土強靱化、国土を災害から守る対策事業として、令和元年度に創設された緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）という有利な起債を活用して行うものであります。

なお、熊本県との協議により、No.5+13.36メートルからNo.7+10.21メートルまでの海側・前面部分の区間、延長76.85メートルを海岸保全事業として県の事業で施工し、その他の法面部分を急傾斜地崩壊対策事業として町が施工することとしたものであります。

また、サーフィンや夕陽鑑賞等の観光面での休憩所、駐車場等整備については、これまで土地所有者等の皆様方へ説明してきた事業実施の趣旨とは異なるものであり、緊急自然災害防止対策事業債の対象とならないものであります。

理由の7点目です。

工法についての疑義が挙げられましたが、今回の事業を計画するにあたっては、「大型かご枠工法」「補強盛土工法」「補強土壁工法」「吹付法枠工法」「かご枠工法」の5案をそれぞれの工法の施工性、構造的性、事業費も含め検討した結果、起点No.0からNo.

5 + 1 3 . 3 6メートルの区間、延長は2 1 3 . 3 6メートルでございますけども、この区間については、「補強盛土工法」、No.5 + 1 3 . 3 6メートルから終点No.8 + 9メートルまでの区間、延長1 1 5 . 6 4メートルについては「吹付法枠工法」を採用することとしたものであります。

なお、今回提案した箇所については、No.2 + 2 0メートルからNo.5 + 1 3 . 3 6メートルまでの延長1 1 3 . 3 6メートルの区間であります。

以上が再議にさせていただいた理由でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

なお、質疑は、質疑答弁繰り返して連続3回までとします。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 先ほどの理由の中の1番のことについてお尋ねをいたします。

まだ、未だ承諾には至ってない2名の方がいらっしゃるということで説明がありましたけども、先ほど提出いただきました承諾の名簿を見ますと、10名の方は提出が、署名捺印がなされておりました。その前の提出資料を見ますと、15名のこの地権者の方の名簿があるわけですけども、そうしますと、数字的に町の説明の2名の方以外は承諾ということになりますけども、この数字が合わない部分についての説明を再度お願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 只今の件ですけども、前回、議案審議の折に山口議員からもご質問がございました。全員協議会でお配りした資料に添付しておりますのは、地域からあがってきたこの事業に対する協力者の一覧ということで15名あがってきました。そこにその15名の方に係る所有がここ、すみません、野崎議員、ここの部分です。今回、事業実施で工作物をつくる箇所というのは、海側の上の部分の土地部分だけですので、その部分が12名の方で10名の承諾をいただいているということです。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 12名、12名いただいて、2名が承諾を得てないということですけども、その中に、今日見た名簿の中に4名の方の名前がないんですけども、そうすると、4名の承諾を得てないということになるんですか。どうしてもその2名の方の、あと2名の方の数字が合わないんですけども、その辺の説明。

それから、また、ここの地権者所有の名前と、今回提出していただいた承諾者の名前が違うんですけども、その辺は当然家族の方だと思うんですけど、そうすると登記上、

例えば、相続した場合に、そういった名前が違ってても問題はないのか。その点をお聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 人数の違いにつきましては、この土地所有者の名義の方が既にお亡くなりになっているとか、ご高齢でこの機会の事業について判断ができないというようなことで、ご家族の方にその辺の判断をお任せされた方でございます。そういう方がいらっしゃいます、その中にですね。

承諾につきましては、先ほど申しましたとおり、やっぱり名義人の方がご自身で判断できないというふうな方でご家族の方にその辺の、今回の承諾、事業の実施についての承諾を任せているということで、その方から承諾をいただいたところでございます。

相続につきましては、こちらでどこまでお手伝いができるかわかりませんが、実際、そこにおられる方の名義まで持ってきていただくのは、そののですね、ご家族の方をお願いいたしますけども、そこから町に最終的に名義変更する分については、町のほうで処理する予定としております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、お亡くなりになったり、判断がつかない方がいらっしゃるということですけども、そうすると当然、先ほどの承諾書の名簿にその家族の方なりの名前がないとおかしいと思うんですけども、さっきも、何回も言うように、名簿上は10名しかありませんよね。10名なのに、これでは4名の方のあと残りの名簿がないという、その部分がちょっと理解できないんですけど。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、この名簿との違いということですよ。

○8番（野崎幸洋君） そうです。この名簿と違うでしょう。

○農林水産課長（宮崎良成君） この名簿というのは、先ほど申しましたとおりですね、要望があった箇所、全体の土地所有者の方の名簿を地域の方からこれだけ協力の確認ができましたということで付けてもらってる名簿でございます。町として承諾をいただいたのは、今回の事業に係る範囲ですね、その事業に係る範囲の方についてご承諾をお願いして、その方が12名おられて10名の承諾を得られて、先ほど写しをお配りしたのがその名簿でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） ちょっと項目がたくさんあると思います。ゆっくりしゃべりま

すのでよろしく申し上げます。

まず第1点ですが、地権者の皆様に対して、工事を施工するために必要な農地を寄附していただくということを条件提示、今回の農地保全対策事業をするための条件を町から出している。ここの承諾書の中に、土地所有名義を苓北町に変更、分筆はせず、筆単位として全て寄附として取り扱うということの承諾書を取っているということは、逆に言えば、事業をするために条件付きの寄附を求めているというふうなことになるのではないかというふうに考えます。これを見てからそう思ったんですが、公共工事を行うためにそのような条件を付すということは、法律に定めがない限りできないというふうに私は考えるんですが、農地等緊急自然災害防止対策事業債は、これは法律で土地の無償提供を求めるということが出来る法律になっているのか。

また、仮に反対から見ると、条件付土地の寄附と、結局、この事業をするために寄附しますよというふうなことが反面ではそうなるんじゃないだろうか。当然、事業をするから寄附をするということになります。そうすると、その条件付土地の寄附は、議会の同意が必要であるというふうになっております。そこがどのように法的な解釈を行うのか。1点。

次に、当然、寄附の申し出があった場合は、土地所有権の変更登記を、先ほど野崎議員もおっしゃいましたが、行うことになると思いますが、今回の土地登記、先ほど説明がありましたが、相続、もう既に死亡している方の場合は、相続人が多数広がってまいります。これまでも未登記の土地があった場合に、なかなか町の今現在道路、河川、砂防等についてもですね、未登記が相当発生しているという状況にあります。そのこのところのその手続きがどのようになって今進めているのか。

それと、次が、先ほどの話と通じるころですが、未登記の土地というふうなことによる工事をしてしまった場合、土地所有者とのトラブルが発生するというので、今現在の公共工事については、工事施工の同意書だけでは基本的には着工させないというのが、これはもう全国的な原則というふうになっているというふうに思いますけれども、寄附された土地の登記が完了してからなぜ工事に着工しないのか。

次に、質問4ですが、今回、2名の方の同意が得られてないということです。今回の事業実施というのが113メートルを指すのか、町の工事が230メートル、全体がありますが、この中での2名が同意されてないということなのかをもう1回ちょっとお聞きいたします。

その場合にですね、私が心配するのは、もうその人たちが、今回の交渉の中でですね、もう決裂してしまって、絶対同意しないというふうになった場合に、今回の工事自体が、ちょうどくの歯が抜けたような感じで、そのこの工事はもう着工できないと。特によく道路でへびが卵を飲み込んだような感じで、そこだけぽこっと出てくるというのが今大

きな問題になって、なかなかその改良工事が先に進まないというようなことがあります。同じようなことになるのではなかろうかというふうなことが心配されます。その区間の長さや面積は、その2名の方ですね。は、どのくらいの長さで面積がどのくらいになるのかというのをお聞きします。

それと今年の7月に7名の地権者から工事方法の見直し要望が提出されておりましたが、その際の要望の中では、工法についてアッシュクリートⅡ盛土材での埋立て以外、何とか回避していただきたいという要望が出されています。これが民意じゃなかろうかというふうに考えますが、町のほうからですね、それぞれの地権者に対する説明の中で、もうこのアッシュクリートの盛土材でしか工事は町としてはできませんと。皆さんがどうしても必要と思うならば、この同意書をくださいというような形でのですね、強制的な同意、求めるということにはなかったのかどうか。

次に、今回、町のほうで提案されました、ACⅡ盛土材での法面補強する工事、先ほど出してもらった中でみますと、1億4,800万円余、で、書いてありますが、これも230メートルを、これ全体ですが、230メートルを行う総事業費という形での
○農林水産課長（宮崎良成君） 320です。

○1番（山口利生君） 320ということですか。何か数字がよくわかんなかったから。これ320メートル、県と町で実施する総事業費ということですか。だから、いいですか。この総事業費の考え方がいまいちこう見よってですね、わかんなかったのでお聞きいたします。

確かに、吹付法砕工法で補強するといった場合については、1億4,784万円が吹付法砕工法で、ACⅡ盛土材ですと1億496万円という、この説明資料でいくとですね、大体4,000万円近い差がありますが、そこら辺の総事業の捉え方、単価だけでみるのかどうかというのがちょっとあったものですから。その点の計算の根拠というのを教えていただきたいと。

これは先だっの12月補正予算の審議の中で私が申し上げたところですが、吹付盛土工法という形でですね、今、法面全体を吹付工で施工するというふうな形での積算がなされております。それで1億4,700万円というふうになっているんですが、仮に、今全国的にも問題になっている建設残土ですね、建設工事が出る残土、苓北町も志岐漁港、上津深江港、また志岐ダムのところにも掘削路があるというふうな話を聞いておりますが、これらについて非常にどのようにするのかを一番頭が痛い、町としても問題じゃなかろうかというふうに私も考えております。そういう建設残土を法面を抑えるための盛土工、3メートルぐらいそれを盛ってしまえば、当然、法砕の延長が8メートルなり7メートルぐらいまで抑えられると。これは県と町が共同で実施する断面を見ても、県が防波堤の横に4メートル近い盛土をした上で、町はそれから法面に吹付法砕工で施

工するということがありますので、同じようなことをしたとした場合にですね、このあたりの単価がどのくらい安価になるのかという、もしそれで、当然吹付する延長が近くなるはずですから、その分は減になるというふうに、単純計算でいけばですね、なるうかと思えます。

それと、これは小さいことですが、吹付法砕工の積算の中でですね、吹付法砕工が1,088メートルというふうになってますが、これは平方メートル単位の誤りなのか、やっぱりこれはメートルという形でしているのか。これ100メートル当たりの概算工事ですので、1,088メートルに単価1万5,300円を掛けるというのがいまいちちょっとわかりませんでしたので、ここについては教えていただきたいと。

ここだけは吹付法砕工は県と合同でやるところまでの320だったかな、総延長が。だから、そこまで含んだところでの1億4,784万円なのか。ていうところを教えてくださいたいと思います。

なお、先ほど副町長のほうから、この関係で私とその申し上げたところの中で、今後のサーフィンや夕陽鑑賞等での観光面での休憩所、駐車場整備については、起債の対象外になるというふうなことであっておりますが、そのためにつくるんじゃなくて、盛土工はあくまでも法面を抑える一つの安価な方法として活用するというで、将来的にはそこに更地ができますので、地権者のほうの話もまたしながら、将来的にはその更地をどのようにするか、20年先等でどんどんどんサーフィンとか、SUPをするような体験型の観光というのにあそこは非常に適している海岸ですので、やっぱりそのような形を考えた上で、折角の8メートルの空地といいますか、土地が落ちて今平地になっているスペースがありますので、そのようなことの検討をされたのかどうか。もうアッシュクリート埋立てだけしか考えずに、将来的な白木尾海岸のあり方そのものをどのように考えておられるのかをお聞きいたします。

次に、将来的に、仮にですね、先ほど申し上げた管理用道路というのは、当然法面の崩壊防止のための道路として使う分については、起債の対象となるんじゃないかというふうに思いますが、そういうことを使うことは国庫補助金の適化法のほうに反する行為になるのかどうか。道路であればですね。先ほどの駐車場とか休憩所は本来の目的とは違いますけれども、道路、管理用道路ということ吹付法砕工の建設残土埋立地の中につくるといった場合は、違反となるのかどうか、ということですね。

以上、ちょっと数が9問近くありましたけど、お答えをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、この土地の寄附等の取り扱いの関係ですけども、今回の事業っていうのは、これまで全員協議会等でも説明してまいりましたとおり、地域からの要望を受けて、その中で要望書の理由の中にもあるんですけども、本事業が実

施される場合、関係する私ども土地所有者の協力は惜しまないというふうなことで、こちらのほうもそれを受けて、県等、要望しながらですね、事業のほうを検討してまいりました。その中で、今回、緊急自然災害防止対策事業債の中の急傾斜地崩壊というのを活用させていただくんですけども、そのほかの急傾斜地崩壊対策事業につきましても、土地については無償提供するけども、県なり何なりで事業のほうは実施するというふうな形でやっております。そのような形ですね、今回も実施を検討したところでございます。

あと、土地まだ未登記ですね、手続きが完了してない部分、林道等多くございます。その辺につきましても、毎年予算計上しながらですね、少しずつでも解消に向けて進めているところでございます。

寄附されてから、町に名義変更されてからの事業着手というふうなことでございます。今回の承諾につきましては、土地所有者がですね、その前に承諾がないことには事業の計画自体ができませんし、その辺も含めて事前に承諾をいただいた中で、今回の予算計上、この事業費、工事費についてもですね、議会の承認を得ませんと工事に着手することができません。その辺も含めてですね、一応、予算が確保された段階で名義の変更の手続きはこれまでもお願いしておりますけれども、正式に進めていきます。

土地所有者の承諾をいただけてない方が2名というのは、全体計画の329メートルの中に2名いらっしゃるというふうなところでございます。

その全体の中に、じゃあどこにその方の土地があるのかというのは、その個人情報等もありますので、どこどこに何平米あるというのはお答えできませんけども、今回、補正予算に計上している部分については、全員承諾を得ております。

すみません、次に、今回の工法検討にあたって、最終的には補強盛土工法と吹付法砕土工法を採用させていただいたんですけども、そこについて、強制的に町から絶対これをやるというふうなことでの同意承諾、同意っていうのはいたしておりません。土地所有者の皆様にはですね、工法等説明会でですね、5案をお示しし、そこで判断いただくと、必要に応じて土地所有者の皆さんをですね、訪問させていただいてですね、納得していただいた上で承諾をいただいたものだと思っております。

総事業費の考え方でございます。先ほどお配りした5案ですけども、これは工法等の説明会の折に配付した資料でございます。標準的な断面でその1メートル当たり事業費がどれぐらいかかるのかというのがここに記載されている金額でありまして、そのときは、全体的な延長はまだ定まっておりましたので、それに経費を含めて全体として要望があっている320メートルをこの工法で通したら全体事業費がこれぐらいになりますよというふうなことでお示した金額でございます。

それからですね、次に、吹付法砕工とあわせて建設残土等を利用して盛土等ができな

いのかというふうなことですけども、盛土をしても前面部分には盛土を止めるための擁壁っていうのが必要になってきます。その辺も含めて詳細な比較検討はしておりませんが、吹付法砕工が減っても前面に擁壁が必要になるというふうなことで、事業費は吹付法砕工に比べれば嵩む可能性はあるかもしれません。

将来的な白木尾海岸の利用計画についてはですね、今回の事業を進めるにあたっては、そこまでは検討はしておりません。今回の事業は、あくまでも白木尾台地の海岸線の農用地の保全を中心に事業の内容を検討したところでございます。

道路の整備につきましては、先ほど副町長から説明がありましたとおり、今回は緊急自然災害防止対策事業債を活用した急傾斜地の崩壊事業でございますので、その道路整備を含めての事業採択というかですね、には多分なりませんので、将来的な道路整備も含めての検討はせずに、法面の崩壊を中心に事業費で要望をしているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 先ほど、まだこっちは質問じゃなくて、さっきの答えがない部分だけを質疑したときはどうなりますかね。条件付寄附なのかどうかということがまだ先ほどの回答の中でありませんでしたが。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 条件を付けての寄附ではございません。

それから、すみません、1点説明を飛ばしておりました。

すみません、吹付法砕工の延長の考え方ですけども、これは砕の延長というふうな形でメーターという単位で合っております。砕の延長というふうな形ですので、平米ではなくメートル単位で合っております。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） わかりました。この条件付きの土地の寄附と、先ほど、急傾斜地崩壊対策事業の土地の取り扱いについて説明がありました。確かに、家の横の急傾斜地を家屋を守るためにどうしても土地の所有者が違うということで、特に山付きとか崖地とかが急傾斜の場合多いところですが、相手の土地の寄附を待つというよりも、その工事の同意を取ってですね、その土地の所有権にはもう触らないというようなことをやってたのかなとは思いますが。ただ土地自体が購入できるのであれば、そのところは購入ということを優先的にやっていく。まずは人命と財産の保全ということで急傾斜の場合は、当然家屋がそこにあって、上からの土砂をどうにかして止めないといけないという防災の考え方が非常に強いということで、その土地の所有権については、本来とちょっと違うような取り扱いはされているのは、確かに個別案件としてはあると思

います。

ただ、今回、これをみますと相当広い土地を町のほうに寄附を求めるということです。だから、逆に言えば、その土地はあなたがやらないとこの工事しないよというのであれば、逆に土地の所有者からいけば寄附したんなら、必ずこの事業を実施するんだなということで、条件付きの寄附ということが言えるんじゃないかなというふうに思いますので、再度その辺り行政的な自治法に詳しい方にもう1回回答をお願いいたしたいと思います。

それと、先ほど寄附がされてない方、同意といたしますかね、寄附というより同意書を今取っていらっしゃいますが、2名の方の、まあ個人情報というふうな話です、答えられませんでした、私はどの区間かとは言わなかったんですよ。その区間自体の長さがどのくらいで、その面積は、お二方を足したらですね、何メートルなるのか。できれば隣同士なのか、また、はたまたこうわかれたところで、2区間はもう工事が施工できないかというような感じでの説明を求めたわけです。誰も誰の土地が何メートルじゃない。これはですね、多分先ほど私も申し上げましたように、最初の用地交渉の中でこじれたらですね、なかなかもうその先に進めないというのが現状だと思います。もう末代まで絶対させるなとかいうふうなものが、今はだいぶ少なくなったかもしれませんが、そういうことで、道路の改良工事もやっぱりストップしてしまっているというのが現状にあらうかと思えます。

前回の12月補正の中でお聞きしたところ、やっぱりそういうふうなどうしても承諾が得られないというふうな人のお考えをお聞きするところでもありますけれども、ただ、心配なのは、あんたが同意せんだったから、見てごらん、こがんなってしもうてというふうな形になってしまえばですね、町の工事をするのでいらぬ軋轢を地元に残してしまうというふうなことになると思います。そのときに、なら別の工法でしたらどうなっているのかというふうなことをですね、やっぱり町として十分考えた上で工法の決定をすべきではないかと。多分、その反対の方も吹付法砕工ですということであれば、はいはい、わかりましたということで印鑑をお付きになるんじゃないかなというふうに思います。先ほど申し上げた、建設残土、今本当に困っている建設残土を使用してですね、法の高さをできるだけ少なくしていくと。先ほど、前面に擁壁が必要だというふうな話がありました、ただ、そこは盛土の高さ自体をどうするのかというところになってくるかと思えます。盛土についても、もし町のほうが不足すれば、今県が下田南のトンネルを掘っている工事に入るところでございますから、相当な向こうも、県もですね、建設残土が今から出てくると。当然、県が行う78メートルぐらいですか、一番先端のところの盛土は建設残土を持ってくるんじゃないですか。わざわざ土砂を購入してですね、埋め立てるんじゃないかと、やっぱりそれは建設残土の有効活用ということで、そちらから持

ってくると。ちょうどちも善亀線の切土を必要なところに無償で持って行ってやっただ。それは有効活用だからというふうなことでされたんだと思いますけれども、同じようなことがこの工事に対してもですね、前面は防波堤ですから、防波堤を盛土で守るということであれば、当然、県としても建設残土の有効活用ということが言えますので、ここに持ってくる分については、特に問題がないんじゃないかなろうかと。これは今後、もしそれですとすれば天草広域本部の担当課のほうとの詰めが必要かと思いますが、ただ、そういうふうな方法もですね、いろんな面で考えた上でどれであるかということを検討するのが公共工事を推進するための一番重要なことではなかろうかというふうに思います。

それと白木尾海岸の将来像については何も検討しないまま、まずは白木尾台地の法面崩壊を防ぐために早急に実施しなければならないというような説明がありました。ただ、あの白木尾海岸そのものは苓北町の宝じゃないかと思います。先ほどサーフィンで使ったり、または地元の人が海に行っているような海藻とか貝類を採ったりとかされる。本当に自然に親しまれる海岸線です。これは苓北だけじゃなくて、九州一円からそういう愛好者の人が集まってきている、本当に苓北町の宝というよりも、やっぱりサーフィンの人たちのやっぱり日本の宝ぐらいの問題もここはあるんじゃないかなろうかと。やっぱり、今問題があっているのは、旧郷土資料館のところから降りた、少し空き地がありますが、あそこしか今駐車場ないですね。防波堤の管理用道路は軽トラが行くと、前から来ればもう離合ができない。狭い道ですから。そういう面で、その今回の埋め立て工法によってですね、上に管理用道路ができれば、上下1車線ずつできて、交通安全にもなるしっていうようなことも一つ法枠工法を使えば出てくる。経費もそんなに差がなくなるというふうなことがあろうかと思えます。そういうふうなことも検討しないままですね、もう一番安価にできると、まあ4,500万円ぐらいしか違いませんが、たださっきお聞きした総事業費は、法枠工法は320メートルですよね、当然。県の部分の法枠も急傾斜のほうは町がするということで320メートル、盛土工は230メートルですか。だけんその差がもしかしたらこの4,000万円の中に出ているのかどうか。私は230メートルだけを町がする法枠工法と、盛土工法だけの比較かというふうに思ったんですが、若干そのあたりのニュアンスが聞いてて違うような気がしましたので、再度、その総事業費の考え方についてお聞きいたします。

これは商工のほうに、議長、これはその観光も書いてありますから、商工のほうにも質問はできますかね。

○議長（錦戸俊春君） これ一応再議についての質問でいきましょう。

○1番（山口利生君） だから、前回、県内からのサーフィン等で体験型観光ができるというふうな利点もあるんじゃないかということをお聞きしましたが、そういうふうな

視点というのは、考えることはされないのかどうか。これは町長のほうがよろしいんですかね。将来の振興策ですから。お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 会議の議題が再議ですので、再議についての質問に止めてください。

○1番（山口利生君） よかですか、なら、もうちょっと補足でよかですか。

○議長（錦戸俊春君） はいはい。

○1番（山口利生君） この再議書の中にですね、サーフィンや夕陽鑑賞等の観光面での休憩所、駐車場整備については、土地所有者の皆様方へ説明した事業実施の趣旨と異なるものであり、緊急自然災害防止対策事業債の対象とならないというふうなことが書いてあります。でも、どうなんでしょうかね、荅北町としては、公共工事をするにあたってはですね、いろんな面で検討すべきことだと思います。だから、これが再議に関係ない質問じゃなくて、当然、私たちはその工法の見直しということで前回この事業費を削減したわけです。それを復活、疑義があって復活するということですので、私たちが思ったことに対して疑義があるから再議を出されたと思いますので、その点についての吹付法砕工が何で必要かという理由の中で申し上げたわけですから。それで、どのように考えておられるのかをお聞きしたいということです。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、同意をいただいてない方2名ですけども、全体、先ほど申しました320メートル範囲内に2カ所ございまして、お二方の土地をあわせまして約350㎡ほどです。前面の延長で、すみません、スケールをちょっと持ってきてませんので、大体のあれで25メートル程度です。

それはそれぞれ引っ付いておりません。離れております。

先ほど説明しました比較検討の総事業費の考え方ですけども、これは標準断面ですね、標準的な断面をもとに、それを補強盛土工法なり、吹付法砕工法なりでしたら1メートル当たりこれぐらいの費用がかかります。その工法を320メートル同じ工法でいったら、全体事業費としてこれだけかかりますというふうな比較でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 残土処理の。

○農林水産課長（宮崎良成君） 盛土ですね、残土処理については、先ほども申しましたけども、今回の検討には含めておりません。できる限りその切盛を少なくしてですね、対応できるような形で最終的な設計は仕上げております。そこに、その盛土を持ってきて、将来的に何に使うとかいうふうなところまでの検討は、残土を持ってきてというまでの検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 何かそのやっぱり前回の12月議会で感じたようなことをまたさらに強く感じたところですよ。非常に寄附者との間でぎくしゃくを、土地所有者との間でぎくしゃくをしている。多分、先ほどその方たちは25メートル、その中で10メートルと15メートルなのかわかりませんが、そのこの区間、同意がなければ工事着工はしないと。多分、埋立ててしまえば、ちょうどあれでしょうね、上から水がぱっと大雨のとき流れてきてから、すごいまた観光地になるかもしれませんよ。間が空いて、それこそ滝のように間が空くわけだから。そうなったときに、なら、この工事が100%効果が実施できるのかどうかですよ。そういう2カ所、あわせて25メートル区間が畑からそのまま下までどんとあるのがどうしたって出てくると。もうかたくなにその地権者の人が反対すればそういうふうな状況になってしまって、この農地保全事業がせつかく1億円以上かけてする事業がやっぱりそのところから漏れが出てくるというふうなことになっちゃう。これはその工法を検討すれば、もしかしたら、その懸念は解決されるというふうの一つは思ったので、法枠工法で全部やったらどうかと。

盛土についても、経費削減のためには、今問題になつとる建設残土をここに有効活用して、そうすれば漁港に積んである建設の残土、山のようにあるじゃないですか。あれを取ってしまえば、安全も高まるし、草ぼうぼうになっていますでしょう、上津深江の港に置いてある建設残土、もう10年以上たっているんじゃないかと思えますけれども、もう暖竹は生える、草は生える、雨の時は港の中に流れてくる。そのような状態も結局行き先がないから今のまま対応ができないという状況だと思います。やっぱりそれをどう活用するかは、やっぱりいろんな工事の中で活用できるときは、そちらのほうに流用していくというふうなことをやっぱり建設部門は連携して考えていくべき事柄と私は思います。そういうふうなことをすることで、盛土を購入するよりも運搬費だけですみますよね。運搬費だけですめば運送業者も助かるっていうふうになりますし、その法枠工法ですれば、今、生コンの業者も非常に公共工事が大幅に減って、経営も非常に苦しいと聞いております。あそこも相当な人たちが勤めていらっしゃいます。やっぱりそういう誘致企業も大事ですけども、地元の業者の育成もやっぱりそれはさらに重要じゃないかと。アッシュクリートで町も相当な量を使っておられます。9事業、19万8,477トンで町の公共事業で使用しています。これは会社のホームページの実績としてあがっていますので、大体全体の製品の3分の1は町の公共事業で使って、製品を活用しています。やっぱりそれだけ誘致企業に対しての力はほかの企業に対する以上に厚く支援をしている状況だと思います。

そういうことも総合的に考えながら、また、20年、30年先の白木尾海岸がどのようになってしまうのかとかいうふうな、やっぱり総合計画的な視野の中で、今回の事業も

検討すべき事柄だと私は思います。多分、これは私だけじゃないんじゃないかと。今回、こういうことをするというのは、ほかの住民は知らない。私が聞いたら何のことだろうかって言われて、いや、今回こうこうこうで、減額したらまた再議に付されるというようなことを説明したところでありますけれども、やっぱり大切な税金を使って公共事業を実施する。実施することでそこにおられる方たちが皆さん幸福になるというような公共工事のあり方が必要ではないかと思えます。

そういうことですね、12月補正では、この工事をする事自体は、私たちも賛成ですよ。やっぱり平成26年の12月議会で、地元の議員さんが切実に、この難しい危険な状況を切々とお願ひされておられます。これは議事録を見ましたら、まさにそのとおりだなと。ようやく町の重い腰が上がって、事業を実施するという事だから、これに今反対するとまた10年してもらえんとじゃなかろうかというような危機感を持たれて皆さん同意されているんじゃないかと思えますが、当然、今、起債というのは、町の独自事業で実施するわけですから、国の交付金をくださいとか言わなくても、この起債は同意さえあればできますから、今。

だから、ちょっと全体の盛土工をするから、いろんな広い土地を町に寄附せいと。町は町で寄附した土地を登記もせにゃいかん。大変なことになるろと思えます。本当に必要な部分だけ分筆してですね、そこの工事をやるとなれば、そこまでの苦勞を、私たちはもうすぐ終わりますけども、若い人たちは今から20年、30年かけて未登記の解消に努めていかなければならないということも一辺あると思えます。

そういう面で、本当に、今、今事業着手をすべきなのか。ここで一旦止まってですね、今私が申し上げたような将来像も描きながら、何が一番この白木尾台地を守るための工事をしたらいいのかというようなことを本当にですね、真剣になって考えるべきだというふうに強く思えます。

ぜひ議員の皆さんもですね、ここ1年もいらんですよ。その結果が出るのは。そこまで待った上で、この工事に着手するというようなことが本当の白木尾台地を守るためにはよい方向ではなかろうかというふうに思えます。そういう面で、やっぱり私たち議員一人一人が苓北町の将来の姿を見つつ、公共工事のあるべき姿を、このような形でですね、議論ができたことは本当に素晴らしいことだと思えます。なかなかその事業内容までわかんないけれども、今回のように、1つの特定の中で地元がいろいろともめているという話が耳に入ったもんだからこのような形での討論ができたことを、私は幸せに感じております。

ですから、前回、減額した補正予算、これは当然必要な経費ですから、議会で承認を可決しております。ただ、本当にこの白木尾台地をアッシュクリートで全面埋立てすることだけが本当に将来的にいいのかどうか。再度考えた上での採決に臨んでいただき

たいと、節にお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、商工観光の意味での質問は、この場ではですけど、私の考え方はですね、KDDのあの周辺を中心に非常に今言われたことはあっちのほうなんですよ。そういうことも含めて、今後の議論もし、実現を図ってまいりたいと考えております。

それとあわせて、町が重たい腰をやっと上げたというのは間違いです。これは今までやってこなかったのは、いろんな意見が、早くしてくれということはあるけど、それに対する財源がなかった。財源が一般財源でやるべきことだと、それでもやらなきゃいけないかなと思ったこともあります。しかしやはり、これは国、あるいは県のお助けの中でやるべき仕事であると、私は判断をいたして、この何年もですよ、いろいろ県と打ち合わせをし、そして今度にいたったわけですが、これが自然災害防止の起債をですね、国土強靱化の中でつくってくれたから、これをじゃあ活用ができたということでありませぬ。

県には、土木にもいろいろ相談をいたしました。ところがやっぱりなかなかうまくいかなかった。これは私の力不足かもしれませんが、県の理解不足かもしれません。そういったことも含めてですね、今回、じゃあ事業実施でするためには、まず、地権者の方のご理解、そのために随分担当者も頑張ってくれました。

また、この工法はですね、そういった意味で一番安定して、安全で、そして上の農地を減らさないで残せるという利点があります。そういったことを含めてですね、勘案しました。

反対者の方は、工事をなさるといふのについては賛成なんですね。でも、この工法に対して反対ということでもあります。この工法がですね、ほかの工法に比べて劣っている。例えば、予算、あるいは工法が危ない工法であるとかということであるならば理屈がとおるんですが、絶対この工法では、発電所由来のものだから賛成できないという話。これは先ほど説明いたしましたように、県の許可を、知事の許可をもらって、そして国の後押しもある事業なんです。しかも安全で安定している。そして、農地も今ある農地を守る、そういう利点もあります。

あと、吹付のことでありますが、あの土地がどうして流出しているかといいますと、これは中間から、いろんなところから水が噴き出しているんです。その噴き出しがあるから、ただ吹付だけではですね、なかなか守れない。何回もやり直しをしなければならぬ。そういう状況でございましたので、ぜひですね、地権者の方にはご理解をいただいて、このあともですね、しっかり対応できるように、我々も一丸になってお願いもしていきたいと考えているところでございます。

そういう状況でございます。

○議長（錦戸俊春君）　ここで1時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩　午後0時10分

再開　午後1時10分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

質疑を続けます。ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君）　令和3年度一般会計補正予算（第6号）は、先の第7回定例会で農業費のうち、農地費に係る工事請負費4,830万円を削減する修正案を提出し、修正案が成立しました。そのことによって、令和3年度一般会計補正予算（第6号）が成立したわけです。そして、12月13日、町長より、議長宛に一般会計補正予算（第6号）へ異議があるとして再議書が提出されました。

再議書の理由をちょっと見せてもらうと、まず1番目に土地所有者等の負担が生じない形で対応するもので、これまでに土地所有者等の承諾を得た上での予算計上であり云々、また、承諾に至っていない2名の土地所有者等についても、引き続き懸念される使用資材、工法についてご理解いただくよう説明を継続していくとあります。

この中で、承諾を得た上での計上とありながら、承諾に至っていない2名の記述があります。このことは、承諾を得ていないということにつながるのではないのでしょうか。寄附までの相続関係の登記が必要な事案を教えてください。

それから、承諾を得た上での計上とありながら、2名の寄附の承諾を得ていないということですが、懸念される使用資材についてご理解いただけるよう説明していくということですが、これは使用資材を変更するという含むのかどうか。それから、量を減らすのかどうか。そういうことについてお尋ねをします。

それから、2番目ですが、使用する石炭灰リサイクル製品の安全性に関する記述がありますが、先の定例会の折、提示された標準断面図No.3の中で、補強盛土の積み重ね部、1段、2段、3段目の天端は盛土材だけになっていると。野崎議員から県の本材の使用にあたって、露出させることなく、本材以外のもので覆うことが条件である旨の指摘がありました。このことについて、町も否定することなく、対応する旨の発言がっておりますが、このことについて、町はどのような対応をしていくのかということについては説明はありませんでした。そして、そのことによって、その金額は、材質は何で対応するのか。そのことによる事業費の増減はどうなっていくのか。いずれにしても説明資料に使う標準断面図にこのことが記載してないということは、この製品について、町は、

芥北町は熟知していない。熟知していないまま予算に計上したのではないかとということが指摘されます。

それから、5番目についてですが、まさに農用地を保全する事業であるというくだりがあります。既に、浸食が進みとありますが、わかりやすく言えば、標準断面図のNo.3付近の補強盛土底部の8.4メートルの大部分は遊休地化していますが、現状は農地です。それで浸食されているという文言がありますが、これはどの部分を指すのでしょうか。

それから、このことについては、提案された町長、それから、先ほど再議書を説明された副町長は、現場を自分の目で確認されているのかどうか、あわせてお尋ねをします。

6番目についてですが、今回の事業実施に数年にわたり、熊本県と協議してきたとあります。これまで私も議会の中で、護岸の高さが1メートル余段差がありますね、ご存じですか。ご存じないと思いますが、現場は1メートル50ぐらい段差があります。行政区で言えば、内田区のほうが1メートル50ぐらい低いんです。そのことについて、幾度となく高さは同じにすべきだろうという問題提起をしてきましたが、その度ごとに、背後が農地の場所と沈下の場所で差があると。その当該箇所は、県が管理する建設海岸なので、町としてはという話でしたけども、今回、急にこのことについて具体的に工法等々については、いろいろ疑義がありますが、急に着手までこぎつけられたということについて、どのような経緯があったのでしょうか。

それから、7番目についてですが、今回の工法、5案を検討したとありますけども、台地の法面を守り、下部の農地を確保するには、一般的にはですね、一般的に考えられることは、この積み上げ方式じゃなくて、法面吹付法砕工法が一般的に考えられる工法ではないかというふうに思います。

それから、先ほど町長の説明の中で、水がたくさん出るんだという話でした。これ標準断面図を見ていただければわかりますように、各格子ごとにですね、水抜きパイプは、これも当然のことですね。水抜きパイプが埋め込んでありますので、それで水が抜けないようであれば、今10センチ、仮に10センチの水抜きパイプを20センチにするとか、本数を増やすとか、そういうことで対応は十分可能だろうというふうに思います。

それから、総事業量ですね、これは329メートルなんですかね。この総事業量区間とそれに係る総事業費、それから、今後、単年で済ませるのか。あとは計画に、この説明の図示はしてありますが、残りはそのまま据え置くのか。それとも、今年こうやって、来年はこうやって、再来年はこうやるという形での取り組みになっていくのか。その場合、その財政負担はどのように考えておられるのか。

それから、これは農地費の中で計上してあります。それで、とすればですね、やっば町の予算の農地費ですので、農地の造成、遊休農地の復活、町で言う一次産業の振興と

か、そういう立場になればですね、農業振興が一番の目的なんでしょう。と、すれば何でもこの農地費で農地は潰れてしまっていて、護岸、海岸保全事業に取り組んでいるのか。そこから辺はどうも納得できません。

それから、ちょっと7番の工法についてですね、若干提起したいと思います。標準断面のNo.7付近の基礎部は、熊本県海岸保全事業と記載してあり、県が階段ブロックを施工するとの説明でした。これの計画高は8.08メートルになっており、このコンクリートブロック積みの天端、裏から陸側へ3.4メートル、これはスケールアップしたものですけども、約3.4メートルには、厚み10センチの張コンクリート工という断面図が示されています。この中で、本事業は、予算費目、農地費のため、この張コンクリート部分を全て土砂で対応すれば、この部分は約3.4メートルの農地が復元できることとなります。それでということは、農地費での施工、対応に不具合は発生しないというふうに考えます。

また、このNo.7標準断面の方式をNo.3の標準断面図に準用すれば工事計画高8.08メートルまで、これはNo.7の計画高ですね。の高さを熊本県の海岸保全事業と同様のコンクリート階段ブロック積工として、No.3標準断面の現在の補強盛土施工部分を2段まで、その上に土砂部分を厚さ約1.6メートル、おおむね1段がスケールアップすると大体80センチ程度のようなので、その2段分と考えれば1.6メートル、とすれば、幅約6.5メートルの部分が農地としての復元が可能になります。加えて、法面補強のための吹付工法を背後に持つてくるということになります。このことによって、10段の補強盛土数量は8段は減少することになってくるというふうな捉え方です。

それから、これによって今回の施工計画間の標準断面は全て同一工法になる。現在は、この積み上げ方式と法枠工法と2つの断面が、海岸から見た場合ですね、陸地を見た場合に2つの断面があるわけです。今提案した形に持つていくと、すべて同一工法により、農地の確保、法面崩壊の防止、そしてコンクリートブロックによる海岸保全が可能になります。さらに、統一した形の工事によって、サンセットも望める整然とした海岸景観の確保にもつながります。

それから、このコンクリートブロック部分は、本来、県が管理する建設海岸の保全になろうかと思えます。したがって、今回の工事区間の全線にわたって、県が施工することが同時に変わっているのではないかというふうに思いますので、町はこのことを県に、この部分ができたのならですね、全ての区間を県にやってもらうということにすべきではないかというふうに思います。

それから、最後に、この終点部分から発電所側の部分ですね、ここには生コン工場の方向にかけて人家が何軒かあります。そういう部分については何の対応もしていけないのか、お尋ねをします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、たくさん質問いただきまして、まず、最初に、土地所有者等の負担等計上に関して、ここの事業を実施するにあたって承認を得た上での計上というところで、2名の承諾が得られていないというふうなところですけども、町といたしましては、ここ全体の事業をもう実施したいというふうなことで計画を進めておりました。その中で、どうしてもご承諾いただけない方が先ほどから申しますとおおり、2名いらっしゃいます。まあその中で、地域からもですね、できるだけ早くここの保全を図ってほしいというお願いもありまして、承諾をいただいている箇所の部分についてですね、先行して実施したいというふうなことで計上したのが今回の箇所でございます。その部分については、全て所有者等のご承諾はいただいております。

あと、相続が必要な方については、申し訳ございません、今手元に何名というふうな資料がございませんので回答できません。

次に、その野崎議員からご質問がありました、ACⅡの上部の覆土の件につきまして、先日の議会の折はですね、以上確認して、改めて必要であれば実施設計の中に盛り込むというふうなことで、その辺を検討するというところで回答させていただきました。その後ですね、ちょっと中身についてですね、確認できましたので、ちょっと内容をですね、説明させていただきます。

結論から先に申し上げますと、覆土の必要はございません。すみません、ちょっと長くなりますけども、ACⅡを盛土材として使用するにあたりましては、平成18年6月14日付けで、町から熊本県に協議書を提出しまして、同年の8月7日付けで協議書に示された使用計画書に基づいて利用すること等の回答がっております。この使用計画書の工事施工上の対策の1つにありますのが、野崎議員が申されました、最上表層には、厚み30センチ以上の覆土あるいは舗装等により被覆するという文言でございます。

この覆土等の施工の条件につきましては、むき出しのACⅡの盛土が周辺の環境をですね、降雨によるpH値の変化等を抑制する方法として示されたものです。株式会社エコアッシュにおきましては、この使用契約書に基づきまして、pH値を管理し、熊本県へ随時報告しており、平成17年度の同社の敷地内での盛土実証工事をはじめ、その後の工事におきまして、その値というのは全て基準値内でございます。

ACⅡを盛土材として使用することにつきましては、熊本県知事から産業廃棄物処理業許可証により、条件を付して許可されておりますが、その許可条件の1つであったのが、先ほど申しました、厚み30センチ以上の覆土あるいは舗装等により付することという条件でしたけども、この条件につきましては、先ほども申しましたとおおり、これまでの使用計画書に基づくpH値等の管理により、生活環境の保全上、支障となることはな

いことが確認され、必ずしも盛土等の措置は必要ないとしまして、平成21年10月21日付けの産業廃棄物処分場許可書からその条項が削除されております。

したがって、現在は覆土等を必ずしも必要はないということでございます。

以上でございます。

次、農用地の保全、浸食されている部分がどこになるのかということですが、この浸食については、平成22年の県による護岸工事前の大きくえぐられて、今の部分までえぐられて、そういうような状況があって、熊本県において護岸工事が施工されたものでございます。No.3、先日配付しました資料の断面、やはり部分というのが、こちらが護岸部分でございますけれども、こういった形で農地がえぐられていて、今は伏流水の影響によって、その影響がさらに広がっている状況があると。今回の工事は、その伏流水による影響を止めるというような形での法面の補強工事でございます。

次に、県との協議、海岸保全の護岸の高さにつきましてですが、今回の工事では、そのパラペット、護岸部分の改修というのは事業に含まれておりません。県としましては、今回の事業においては、法面が崩壊することによって海岸線を走る管理道路に影響がない形のための工事を実施するということが計画をされております。

次に、総事業費ですが、すみません、329メートルの全延長の総事業費については、すみません、今手元に資料がございませんので回答できません。

次に、農地費での予算計上ですが、これは再議書にも記載してありまして、農地を保全する、法面を補強することによって、農地を保全するということが農地費に予算を計上させていただいております。

県との施工箇所の区分につきましてですが、これにつきましては、令和元年、地域からの要望書を受けて再三にわたり、町長をはじめですね、県のほうに要望をいたしました。その中で、ようやく今回これだけの延長をさせていただくことになったというようなことで、最初はですね、なかなかもうその平成22年の海岸の保全工事で、県としての務めは果たしたというふうなことでですね、受け入れてもらえなかったんですけれども、今回、ようやく平面図にあります施工箇所だけでも実施をしていただくということになったところでございます。

工法についてですね、吹付法砕工下部の張コンクリート工等のか、No.3付近を含めて、この県と町と実施するような共通断面でいければというふうなことですが、当初の設計の企画の段階ではですね、できればその事業費的にも安価でありまして、法面の保護ができるこの補強盛土で全体を通せばというふうなことですが、県とも協議をしてまいりました。その中で、県としては、それじゃなくて、この階段工法を採用したいというふうなことでの考えがありまして、階段工法を県として実施するのであれば、裏面はその補強盛土での施工はちょっと困難であるというふうなことで、事業費は

その分嵩みますけども、吹付法砕工を採用させていただいたところでございます。

最後に、生コン側の人家等への影響箇所でございますけども、ここは要望後にもですね、県の治山事業で2カ所ほど施工が終わっております。そういったところも含めてですね、今後、県とも協議しながらどういったことができるのかは協議を進めていきます。

まずは、今回、提案しております箇所を先に整備をしたいと考えております。

以上でございます。

○7番（浜口雅英君） あ、5で質問しとった分については。町長、副町長は現場を確認しておられますか。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 私は数度となくというか、覚えているだけでも1回は国会議員の先生、当時の県議会議長も同行して地元の方も一緒に1回は行きました。そして、4、5回は車で通っております。あとの2回はですね、その治山事業、内田のほうに行く、あの辺からずっと歩いて見ております。そして、今まで疑問だったのがどうしてこう崩れてしまうんだらうということがあったわけですが、そこはどうも伏流水が至る所から出てきて、それが土をはじいて段々なくなっている。そういう状況が地元の方の説明も含めてよく理解ができました。

今まではただ越波で崩れているかと、その10年ぐらい前までですね、そう思っておりますけれども、そういう状況ではない。ですから、先ほどからいろいろ意見があります、その伏流水が上部でも出てきている。下部でも出てきている。いろんなところから出てきておりますので、これはしっかりこれを止めないことには崩れるばかりであると。そういう中で水抜きはしっかりやるということ。そして、下段の部分だけコンクリートでやってというご意見もありました。しかし、下段だけではその水の伏流水の出方は止められません。返って泥がまた落ちてくるだけであります。そういうことも含めて、現場に行きまして、これはもうなるだけ早くやらなければならないことだと認識はしておりました。そこで、県ともしっかり打ち合わせをして、できれば土木のあの海岸線もずっと埋め立てながら、今なくなろうとしている元農地、あそこも復元ができるだけできないか、県の土木の事業でできないかということで相談をいたしました、あの畑地がある部分は県の土木部の範疇じゃないということでございました。いろいろ農地の補助事業もございますが、非常にこれは町の負担も大きいし、地元受益者の方々の負担も強いられてくるというようなことで、なかなか有利な予算が見つかりませんでした、令和元年に国土強靱化の中で2年間だけその対策をやる起債を設けるということで、100%の事業費を認めて、起債を認めて、あと7割の金利を国が持つ。あと3割の金利をあわせたものを町が持つという形で、これは非常にいいことであるから、そのことの中で、今度は具体的な協議が始まったわけでありまして。

そういった意味で、私も相当勉強させていただきましたし、当然、部下からの説明だけでこの事業を決めたわけではございません。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 私も現場につきましては、幾度となく確認をしております。

それから、3回の説明会のうち、第2回の説明会、それから第3回の説明会につきましては、出席をさせていただき、地権者の方、管理者の皆様方にご理解とご協力をお願いしたところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この計画書で示されている終点部分から生コンの下にかけて、一部済んでいるというふうなことでした。これは7番目でお尋ねしましたように、総事業量が、今、課長の回答では手元にないということですが、やっぱり私はこのKDDのちょっと先からですね、ネットのないところから、それとその生コンの下まではやはり今のこれ取りかかるとすれば、今の時期に全ての海岸線を検証してみると。今、課長の話の中では、県は管理道路として対応していくという話がちょっとあったふうに、というふうに聞こえたんですけども、そういうことであるならば、県の管理道路と一緒にですね、対応すべきだろうと思います。だから、この資料が総事業量に関する費用等々、年次計画等々、手元にないということではですね、これはやっぱりいかなんですよ。ですね。令和3年度で一部取り組むとすれば、やっぱり3年度、4年度、5年度の3カ年計画でやるのか。あるいは10年計画でやるのか。そういうものをつかみながら、全体図をつかみながら取り組んでいくべきですよ。それが公共工事じゃないんですか。だから、始点と終点があって、真ん中だけちょっと食いついたごたる感じでやるでしょう。ですね。全体事業をつかんで、それでその中で必要な部分、全体地をつかむということは、非常に危険、どうしても危険な場所もそのときに出てくるわけなんですよ。それで、ここは非常に危ないからここからまず着手します。その次に、今話があったように、人家がありますが、ここは3年後にしますとか、そういうことをしていったほうが町民の皆さんにもわかりやすいんじゃないかと思います。

それから、農地費ということについて、農地の法面の保全をするんだという話があったと思いますけども、私、その農地のNo.3の標準断面ですね、農地の法面の保全をする。それはいいとして、しかし、そのことによって、現在の農地、有効に、あそこところろ豆が20本ぐらい植わっているような畑ではありますけども、そこが埋まってしまうわけでしょう。それじゃやっぱり法面の保護のために、現役じゃなか、ちょっと弱めですが、農地として活躍しているところに補強盛土を盛ってしまうということは、私はちょっと筋違いだろうというふうに思います。

それから、伏流水の問題ですが、これは先ほどもちょっと言いましたように、これは

この前のときに、町長は志岐山からの伏流水だという話がされて、ちょっと課長と意見があわなかったことがあるんですけども、それは工事についてはですね、町長、全て、全てと言っていいと思いますが、その規模は違いますけども、水抜き管ちゅうのはですね、必ずあるんですよ。特にコンクリート構造物の場合はですね。ですから、その伏流水を心配されるということは大事ですが、そういうことは工事の担当のほうではぴしっと対応しているということです。

それから、2番目ででしたかね、1番目やったかな。相続関係についてですが、これやっぱ手元にないということですけども、相続の件数がですね、何人ぐらいおられるのか。それで、その範囲が当然その被相続人と相続人がおられるわけですよ。これ1つの仮定ですけども。その場合に、被相続人は当然1人、多分1人だと思いますけども、相続人が何十人、場合によっては何十人となることもあろうかと思いますが、そこら辺も再度隠さずに教えてもらいたいと思います。

それから、2番目で覆土、覆土と言いますか、補強盛土の天端の覆いは必要ないということですけども、先日ですね、私たち議会の建設経済環境常任委員会で平山の造成地といいますか、に出向きました。このことはもう私だけでなく、ほかのお二方、お三方ぐらいから、この議会の中で提案と言いますか、報告があつとると思いますけども、その天端がですね、むき出しになっていて、たまたま風が強かったせいもあるのかもしれませんが、ホコリ状にですね、飛んでいる状況もありました。それで、このことは、今日私が初めて言うんじゃないで、私がもう3人目か4人目ぐらいだと思います。最初言ったときは、先の定例会のときでしたかね、でしたので、その後、その状況、こういう工事をされる担当課長であるならばですね、担当課であるならば、その現場を、まあ町長も含めてですが、そういう状況があるとならばちょっと見てこうかいと、どこば彼らは言いよつとやろかいて、こんくらいぐらい何も問題なかやっか、どこでん常識やっかということになるのか、それとも、これは大変なということであれば、先ほど覆土の必要はない、覆いの必要はないとおっしゃいましたけども、それはそれとして、今度は特に人家のそばであるし、海岸の風は強いところでもあります。波も打ち寄せる、越波する可能性もあります。それで、その次、この補強盛土がそういうことしなくても耐えていけるのか。コンクリートでさえ海岸では消波ブロックはこう長年の月日の中では、消波ブロックも形を変えてしまう。角が取れて丸くなってしまふというふうな状況もありますので、そういうこの補強盛土については、セメントの混合率がちょっと低いようですので、そういうことにも耐えきるのか。海岸でですね。そこら辺はやっぱり検証する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） まず、私から白木尾海岸の今までの経緯を話します。

というのは、ここにいらっしゃる方で白木尾海岸のまず堤防をつくるのにどれだけ四苦八苦したかというのを知っておられる方ほとんどいらっしゃらない。1人か2人ぐらいかな。

今、KDDからずっとパラペットが出てますけど、あれが一段ちょっと段差がありますね、パラペットの高さ。あそこから以降がなかったんですよ。どうしてなかったかという、ここは土木建設海岸ではないから、土木がやる必要がないということを随分長い間主張されました。その中で、平成22年だったかな、国の経済対策があったとき、とにかく県が長年の懸案だから単県でやりますと、町の負担が3割、単県でやりますということで、堤防をですね、ずっと内田のほうまで伸ばしてもらった。その時にも、県がアッシュクリートでその基盤をつくった経緯があります。それで、越波の危険性がですね、だいぶ和らいだということでもあります。どうして一遍にしないのかと、今度ということではありますが、これは土木と、そして内田のほうの家屋があるところは治山になってます。だから、そここのところの意見があわなくて、治山はとりあえず大きな事故にならないように、とりあえずの工事をやっていただきましたが、私は、あれはとりあえずで、もっと交渉が必要だと、今までは土木とずっとやってたんで、今後は林務と交渉をしていって、もう少し安全性の高いものにしていきたいと考えているところであります。

もう一つ言えば、国土強靱化は、先ほども申し上げましたが、令和元年から始まって、最初は2年の予定でございました。ただし、それでは追い付かないだろうということで、国が英断をなさって、令和の7年まで伸ばすということでもあります。それで私も急いでいるということは、災害がひどくなるのを防ぐのに急いでいるのと、その財源がですね、あるうちに仕上げてしまいたいと。そういう思いで申し上げているところでありますので、あと、またもろもろのことについては、よろしくその辺を聞いてください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、1点目の相続の関係ですけども、相続につきましては、それぞれのご家庭においてですね、どなたが相続されるのかに、状況によりましてその人数は変わってくるかと思しますので、そこまでの人数はこちらでは把握できておりません。

次に、先ほど盛土材、覆土、すみません、覆土の必要性につきましては、先ほど申したとおりなんですけども、これはACⅡの盛土のですね、打設直後に雨等の影響によってpH値が大きく変化する、そういうのを抑えるものとしてですね、覆土なりが必要であるというようなことで、当初示されておりました。ただ、そこについては、先ほど申しましたとおり、事業者の管理において、そこは安全であるというふうなことが証明されており、改めて覆土については必要ないというようなことになっております。

あわせまして、平山の状況についても、こちらのほうでは確認できております。あそこについてもですね、最終的には農地として活用されることとなっておりますので、最終的には、ACⅡの上は盛土、泥で埋まることとなります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） あとは農地の法面保護のために農地、No.3の一番下部ですね、8.幾らか、そこに継いでしまうということは、農地費としての対応が8.40メートルですね。がなくなってしまうわけでしょう。それで農地費として予算を計上しているのに、そういう、わかつとつときゃ。それが予算の農地費の中での対応が適切なのですかということですよ。

それから、あと幾つか例を挙げて、格子の法枠工と階段ブロックと土盛土の提案をした。そのことについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 1点目の予算の農地費への計上でございますけども、これは災害復旧ではなく、農地を保全するというふうな観点から農地費に計上しております。確かに、下の農地の部分というのは、今回の構造物の設置によって失われる部分もありますけども、逆に、上段の部分ですね、上の農地については、その分農地が確保でき、今、現状は防潮林がですね、だいぶ陸地陸地のほうにですね、追いやられている状況がありますので、そこは農業従事者の方の対応になろうかと思っておりますけども、その防潮林等がですね、もし海岸線に移動できるようなことになればですね、上の農用地というのはさらに有効活用できるものと考えております。

あと、工法の検討なんですけども、ここの法面を崩壊を防止するにあたって、先ほど示しました一応5案というのをですね、元に検討をさせていただきました。それぞれ一長一短あるかと思っておりますけども、ここに購入土なり、残土なりを持ってきて泥を盛るというふうなことも確かに可能ではあるかと思っておりますけども、先ほど山口議員のご質問にもお答えしたんですけども、泥を盛ってもその前面には、改めてその泥を抑えるための構造物が必要であるというふうなこと。そこを泥を購入するとなると、その費用というのが、また費用がかなりかかるということもありましてですね、その辺も含めて、今回は最終的には5案の中で比較をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 私はですね、農地保全事業には反対するものではありません。これは先の定例議会の中でも表明をしておりますが、今回の事業と、それからやり方に

ついてちょっと質問をさせていただきます。

町の説明では、県の建設海岸は県がやると、県の事業であって、町の事業は農地保全の法面部分だという説明がありました。なのになぜ県の海岸保全の部分まで町がやらなければいけないのかということをお尋ねいたします。

法面部分は、県の工事の中でも町の事業として吹付法砕工でやっているというのがちゃんと図面に示されていますけども、その法面部分は町がやるということで、これでは当然だと思いますけども、町がやる工事で海岸保全の部分は県がやるべきではないかなというふうに思いますので、そこら辺でのお答えをお願いいたします。

それから、先ほども出ましたけども、建設経済環境常任委員会で平山の土捨て場の視察をいたしました。埋められているACⅡがですね、劣化をしてポロポロポロポロと欠けていっておりました。浜口議員も言われましたけども、本当に風の強い日でありましたので、それが風に舞ってですね、本当に煙のごとく上へ舞い上がっておりました。あれを目の当たりにしましてですね、白木尾台地には住宅もたくさんあります。ACⅡがむき出しになった部分は覆土をしないという町からの答弁がありましたけども、本当に平山の土捨て場よりも海風が強い白木尾台地じゃないかなというふうに思います。それに覆土をしないというのは本当に人家もあるところに、そのむき出しになった部分が劣化をして風に舞って、人家のほうへ影響があるというふうに私は思いますので、その点でのお答えをお願いいたします。

それから、地権者で反対の方の区画については、それを除いて工事にかかるということでございましたけども、果たしてそれを除いて工事にかかった場合、ちゃんと農地保全が安全なものとして守られるのかどうか、その点でお聞きをしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、県と町の事業のすみ分けについては、先ほどから何回も説明しているとおりではございますけども、県としては、平成22年の海岸保全工事で海からの影響はなくなったというふうなお考えです。そのような中でも令和元年の地域からの要望を受けてですね、法面の崩壊はなかなか止まらない状況があるので、法面が崩壊してその海岸線の道路に影響がないような形で、今回の事業をやるというようなことが決まりました。その影響の範囲が、今回、県が事業する範囲、そのほかの場所については、影響が認められないので町で対応をお願いしますというようなことでの事業のすみ分けでございます。

覆土についてですけども、覆土については、先ほどから説明しておりますとおり、そこは県からの許可を受ける段階で打設当初に降雨によるpH値の変化を抑えるためのものでありまして、それが県もそこは必要ないというようなことで認めておりますので、それに応じてここに改めて覆土なりの措置をする必要はないということでございます。

地権者の反対等による事業なんですけども、確かに2名の方は反対ございますけども、そこを全体の同意を待ってこの事業をそこまでストップできるのかということもございます。今回、緊急自然災害防止対策事業債を活用させていただきますけども、これもずっと先まである、あるのかどうかわからない事業でございます。そのような中で、同意をいただいた中で進めたいというふうなこともですね、関係者説明会の中でお話をしていますね、今回、予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 覆土は必要ないということでお答えいただきましたけども、あの平山のあの山のところでさえむき出しになったところから本当に風に舞って、煙のごとく舞い上がっていたということがございます。特に白木尾台地、海岸線ですので、A C IIがむき出しになるというところですね、ちょっとやっぱり懸念があるわけですね。それを目の当たりに見てるものですから、だから、白木尾台地には住宅もいっぱいございます。だから、そういうところへの影響がやっぱり懸念されるというふうに思うので質問をしたわけでございますけども、そういうことまで考えられたのかどうか。

それとお答えいただきましたけども、地権者の部分を除いて工事を始められるということですけども、本当にそれでこの農地保全が完全に守られるのかどうかというのもちよっと疑念です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 最初の覆土の件についてなんですけども、これはA C IIがむき出しになっている場合と、そこに仮に土砂を盛った場合でもですね、それはもう台風とか大きな風のときはどちらでも飛散はしようかと思えます。そこは、そのA C IIの材料がその飛散することによって何らかの害があるとかそういうことではございませんので、そこは覆土する、しないというのは、先ほど申しましたとおり、そのpH値の上昇を抑えるための措置というようなことでございますので、改めて覆土は必要ないということでございます。

地権者の同意を得てる、得てないというふうなところでございますけども、やっぱり地元として、できるだけ早くこの事業に着手していただきたいというようなお考えがありますので、それに町のほうも応える必要があり、今回の予算計上をしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） そこを除いて工事をするというお答えでございましたけども、それで農地保全が守られるのかということを知っているんですが。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 町の考えといたしましたは、地域から要望があったこの全体の事業をぜひ進めたいと考えております。ただ、どうしてもその承諾がいただけない方の土地を無理やり町がそこに構造物をつくるというようなことはできませんので、そこは改めてご協力をお願いする以外ないのかなと思いますけども、今回の事業の予定の部分については、先ほどから申しているとおおり、同意をいただいて、少しずつでも早く事業を実施していただきたいという部分での予算計上、今後の予定については、そこはできるだけその同意をいただけるような形でですね、お願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） まず1点目、先ほどこの議会が始まる前にですね、平面図は提示されないのかというのが、先ほどから問題になっておりますけれども、この土留ですね、この工事をやってどこまでが被災されているのか、どこからが畑か全然わからんわけですね。まず、そこが一番大事なところじゃなかるかと思うとですよ。それで平面図でこういった形でここは畑だから、だが、ここは一応守られますと。しかし、これだけが地積図でこれだけは出っ張っておりますから、こっだけはもうカットします。どうせ法線自体はまっすぐ通さんばいからですね、でこぼこするわけいからわけですので、なぜそこら辺が平面図が出されないのか。もう前回は私は平面図はいつとじゃなにか、道路切った平面図はいつとじゃなかるか、くださいと言って、そんなときも提出はなかった。今回もこの会場で、この会議が始まる前にお願いしたけれども、この比較設計書の図面はいただいたけれども、それが提出されない。これ都合が悪いからひた隠しに隠してあるのか。私はそういった工事はできませんよ。まず1点目、ぜひその図面を出してください。これは必ず一番最初に平面図のこういったことは出さないかん。それが基本ですよ。今まで、そうでしょう。今まで林道の災害あたり、まず平面図出たでしょう。そして標準断面図が出たでしょう。なぜ出んとですか。

それから、2点目です。この比較設計書が出されてました。この比較設計書を見せていただきましたけれども、この比較設計書がですね、何でか私たちに一番最初に配られた標準断面図と違います。違う理由。我々がこれは出してくれろと言うてから始めて出された分で、これですよ。しかし、何も言わんば、前に出された分がそのままこれでいきますよと。これもわざと出されなかったのか。そうでしょう、同じんとば出せばよかったですよ。そこら辺、相当やっぱりこの工事には疑問があります。疑問だらけですよ。腹の底がわからんような疑問がいっぱいあるわけですので聞くわけですよ。そこら辺、どうなのかお尋ねをします。

それから、この5案の分はですね、見せてもらいました。まだ精査はしておりませんが、けれども、ざっと見せてもらいましたが、まず1点目、天端ですね、できあがり、これ点線で上からまっすぐ下がると分が民地との境なのか、畑との境なのかわかりませんが、ここが基本になったとすれば、例えば、第1案は3メートル30取ってあります。余剰土地というですかね、平地というですかね。それから、第2案は5メートル60取ってあります。それから、第3案は6メートル。それから、第4案は幾らか畑に切り込んであります。畑と思いますけれども、これわかりません。何か表示してあります、点が。それから、第5案は1メートル20取ってあります。こういったその比較設計書の作り方というのは、今、苓北町ではこういったことで比較設計をされておるのでしょいかね。普通は、例えば、平地は1メートル取って、それから計画線を入れていきましょう。そして、それで収まらなときは下の官民の境界まで行って、そこに工作物を作りましょうというのが基本的なルールじゃなかろうかな。それで、今回、この比較設計書を作った業者を、業者名はどなたが作られたのか教えていただきたい。

おかしいですよ、この比較設計書の取り方。これではですね、どれが安い高いかというのはいえませんが。全くいえませんが。いくら畑かこの隣地境界線がいくら取ったが本当のやり方か。あるいは、下の護岸から背後地に2メートル取ってあったり、そうでなかったりしてあります。法枠工、これは第4案になるか、その幅さえ入れてない。なぜこういったことになっとつとですかね。比較設計ならば、比較設計ならば同じ土俵の上で比較せないかとですよ、そうでしょう。比較にならないでしょう。単価も一緒ですよ。

土羽に1割5分取ってありますけれども、上からですね。これも1メートル80取ったり、2メートル何十取ったり、これは構造物の関係でそうなったかもしれませんが、これはその基礎で調整したり何かされる部分もありますね。そういったことをするのが当然じゃなかですかね。

それから、先ほど覆土、覆土の問題、これ私は考えておりませんでした。あまり覆土の件で無頓着じゃなかろうかなということでも出ましたが、初めて私、この使用の材料のことを言いますが、この確かに第2案、2案の防波堤からの側溝を受けて2メートル取ってあるところには、これ覆土してなかつたですよ。コンクリートも打ってないですね。これはそのアッシュクリートでせんちゃよかつたかなということだろうと思いますけれども、覆土の関係がいっぱい出りますから。そういうことかな、そういうことであればですよ、農林水産課のほうは平山の担当ですね。あそこは農地を造成するために農業委員会の管理地でしょう。農業委員会が見守らなばんとこでしょう。それを私、建設経済環境常任委員会で行ったときに、風のときにもうその埃が、そのアッシュクリートですね、舞ってこう何か乗ってさらきよる、割れてですね、あまりよくなかつた

と。それを今まで何名の方からおっしゃったとじゃなからうかと思ひます。ぜひですね、主管課がそこら辺を管理をしとらんというのはおかしかですよ。本来ならば農業委員会がしとつとならば、そこの土留あたりは間違った工法はしとらんか、周囲に迷惑をかけとらんかというのを常に目を通さんばいかんことでしょう。農業委員会が許可しとつとですから。あそこは許可しとるということでしょう。してあるでしょう。ならあそこは無断で埋め立ててしよつとですか。何かオリーブ園にするとか何か埋め立ててとかいうのをちょっと聞きましたけれども、そうじゃなかつたですかね。私はそういったことを記憶しておりますけれども、まあそういうことです。これで本来ならばその、私はここは歩いて行ったり、あるいは何かしたときにはやっぱりコンクリートの20センチぐらい打つべきだと思います。これを見てみれば、比較設計の中にはコンクリートが入っております。片一方はコンクリートが入って、比較設計の費用が100万円ぐらい取ってある。

それからですね、法面保護工等にしてもですね、5案ではですね、法面保護工として329メートル、1,000円、単価がですね。32万9,000円みてありますけれども、平米ですね、329平米、同じくらいですね、法面の長さでおって、片一方はですね、枠内栗石詰め、これ同じだと思いますよ、平米数ですので、588平米でうってある。何かおかしいかと、平米数は縦×横ですので、ちょっと見れば同じぐらいじゃなからうかと思ひますけれども、数量が違う。そこに相当やっぱり矛盾を感じます。私、これもう1回帰ってからですね、よ一つと精査しなければいかんと思ひますけれども、ただ何分か見ただけでそういったことが見られました。そこら辺の説明を、もしよかつたらお願いをいたします。

それから、この標準断面が5つの断面でしてありますね。これはなぜかですね、補強、要するに、補強盛土、盛土をした提案が多い。盛土をした提案ですね。例えば、第1案、幾らか盛土してあります。第2案も、これはアッシュコンクリートって書いてありますけれども、これ一種の盛土ですね。ここも盛土です。3案も盛土、これは購入土の盛土が上がっている。それから、5案も幾らかの盛土なんですね。私たちはですね、我々思うのは、最低の価格ですよ、最低の価格で最高の効果を上げないかん。それが公共土木、公共工事のあり方、そして、その4,800万円をいくらかでも低くして、もしそれで余ったら、これと同じ形で山間部とか何かにはですね、滅失しているところいっぱいありますよ。そこら辺に手を伸ばしていただいて、農地の保全等にやっぱり努めていかなければならない。そこが1つの大きな基本じゃなからうかと思ひますのでね、私はそれを見誤っちゃいかんと思ひますよ。

それから、この法面崩壊防止対策工事ということで、法面の保護の形でされるわけですね。実は、要望書の中でですね、この土質が玉石混じり土ということなんですね。こ

れは土でいうと一番強度に耐える土質だと思うとですよ。それは土木管理課長も横においででございますので、話おうてみてください。

ところが、何か前のほうに大々的な工作物をつくって補強してある。そこまでの必要があるかなかかをぜひ地質調査、耐質調査、耐えるですね、その土質あたりの調査をしていただいて、もう少し安価にならんか。そして、もう少しカッコいい、もう少し将来的にもやはり活用されるようなやり方はないもんか。

私は、この標準断面図から見てみますと、おおよそですね、1割5分で盛土はしてありますよ。キリは1割ぐらいでいいんじゃないかなろうかと思えます。しかし、1割5分でも、官民境界から1割5分落としてもですね、盛土だけで何もせんでも十分に持つような形で、ちょっと定規当ててみればですね。普通は農地の関係の歩掛積算基準なんかには農地は1割2分ですよ。まだ立ててよかったですよ。この1割5分ちゅうとはですね、普通の一般道路あたりも1割5分の盛土でよかったですよ。十分に強度には耐えるわけで、1割5分て、安息角でありますのでね、もうそれ以上崩れんと。それが一番強いのが玉石混じり土なんですよ。そこら辺、どなたが設計されたかわかりませんが、十分に考慮されていないのではないかと、そう思います。できればですね、最低の予算で最高の効果を上げるよう設計をもう1回やっていただきたい。

もしこれがこういった、例えば、かごあるいはこの補強の要するにこれは何ですかね、アッシュクリートを使用した分の壁面、あるいは補強土壁工事、これ1回つくればですね、もう壊されんとですよ。こっちのかご工法の第5案のかご工法は。それもただ1割5分ぐらいで落としてですね、法面を吹き付けて、ぴしゃっと保護していただいてしとけば、あとでその法面はですね、樁の木を植えたりですね、あるいは町花のハマユウを植えたり、あるいはほかの木なんかも植えてですね、防災・防風・防塵・防遮、そういったところに活用されるんじゃないかなろうかと思うとですね。私は、その今この断面から見て、お宅たちにもらったこの断面にちょっと計画入れてみればできるような感じがしますよ。感じがしますよじゃなくて、できますよ。そういったことで検討をしていただきたい。

そこら辺がですね、もしそれに反論があったら教えていただきたい。ぜひ、その盛土にしなければならなかった理由を教えてください。

それから、No.7のですね、吹付法枠工となっております。ここも地盤は安定しとっとじゃないかなろうかと思うとですよ。法枠が要るもんか、要らんもんか。この法枠は、本当かうそか知りませんが、これから見ますとですね、法枠の単価はそんな高かったですよ。吹付の法枠工がですね、四方に固まっとけば1メートル、1万5,300円、これも既製品の法枠がありますよ。既製品の法枠を使ったら1万5,000円もかからんとじゃないかなろうか。これ1万5,000円なら、1メートル真四角なら6万円要りま

すからね。1メートル真四角で1平米ですよ。1平米する法枠、既製品の法枠が6万円するかせんか。そこら辺十分検討してください。

No.5のお宅のほうで5番のところですね、今回の事業は農地を保全するための事業であると。現状の畑地は既に浸食が進み、広範囲に土地が滅失している状況がある。この事業において一部復元し、農地を確保し、守るためのものということでもあります。

それから、こういうことですね、浸食が進み、広範囲に土地が滅失している、この状況をどういった形で確認されたのか。私たちにこれだけあつとが何年でこれだけ減ってますよというのは証明できるかどうか。感で言いよらすとかどうか。一番よかとはですね、地積図を取ればよかと思います。地積図ではですね、多分、保安するための山と畑地と測点で結んでありますので、それを確認したが一番いいと思いますので、この図面をできればください。そうした場合は、20年、もう何十年になりますかね、4,50年なりますね。地籍調査のときに減りかけた土地がどれくらい減つとつとつかというのはわかるはずですよ。口頭だけでしょう、減つとると、減つとると言うのが。確認でけんでしょう。私はあまり減ったと思わんですよ。私は、この前言ったように、小学1年生、2年生ぐらひはあそこが遠足場所やったですから。きれいな砂があつてですね、確かに砂ごに行くって歩いてきよったですけども。十分知ってますよ。あまり変わりませんよ。それはこの前言ったのでですね。

それから、既存の防潮林を消失範囲ではないということですね。これは書いてありました。提出されている標準断面図では、これはもともと提出された標準断面図ですけれども、盛土の中にあるような感じですね。そのために70センチの嵩上げをしてあつとです、私たちが最初もろたのは。ずっと堰堤でまくようにしてあつた。本当にこの防潮林は消失範囲ではないのかどうか。

それから、防潮・防風は、海岸から吹き上げる風に対しては、法面に植わってる竹木が大きな役割を果たすですね。風の吹き上げがないようにするには。これも全部切ってしまうてあつて、この中に納まってしまふ。これ全然なかごてなつとでしよう。そうでしよう、そうですかね。そうでなかかをおしえてください。

これうそば書いてあつとか。私は、お宅たちからもらつた標準断面図で物を言っております。どういった形でこのような答弁があつたのか。

それから、関係者説明会を行われたということですね。この設計書の標準断面図のとおりに工事が完成した場合は、今後は、潮、砂の被害はかなり強くなる。特に、強風が吹き上げる砂の害は、台地に耕作されている農作物はもとより、近隣の住宅まで被害を受けるようなことになると思いませんか。私は、このことについては、前回は申し上げました。必要であります、これが一番重要でありますので、特に今回も申し上げます。

このことはですね、白木尾台地に住んでおられる方々の宅地や住宅内に砂が舞い込み、

相当な被害を及ぶことが予想されます。そこで、白木尾、内田地区に在住されている地域の方々には、今後、このですね、今の状態が変わったことによって、砂がですね、波で砂が打ち上げられた砂がそのコンクリートとか、なんかで構造物としてあるところに押しつぶれた乾いたやつが、今度晴天時の強風にあおられて、乾いた泥が住宅地に吹き込んでくっついたらどうかという恐れがあるわけですね。将来ずっとですよ、こういった構造物をつくった以上。それが白木尾の住民の方々には納得されているのかどうか。地権者の方々だけじゃなくてですよ。白木尾、内田区の地区の説明会はこういったことでもありますけれども、了解いただきますでしょうかというような、行われたかどうか。そして、行われたとするならば、その結果を教えてください。

それから、近年、台風や大雨の被害が多く発生しております。本町にもかなり大きな災害が出ております。この前8月辺りは木場あたりが相当やられておりますけれども、本箇所ですね、過去ですね、10年間ぐらいの災害報告を教えてください。当然でしょう。これ事業やっとするから、今までずっとしてきたが、要望してきたと。なら、どこを見てなら、災害があがってきた、ここはうっこわれましたと。うっこわれたなら、今も一緒でしょう。農災あたりはそうでしょう、農地がうっこわれました、見が来てください。これは災害でやりましょうかということでしょう。何もなかということは何もなかでしょ。それで、先ほどの地籍調査の地積図の関係とこれで、今までどのくらい浸食されているのかというのがゆっくりわかるじゃなかですか。私たちがあつとかなかなか言わなかったっちゃ、お宅たちが証拠として証拠物件を出せばよかったですから、そうでしょう。どがんで上手に言うたっちゃ、本当に証拠があるなしは、災害、大雨、大風、台風のときの災害報告書と昔からある地積図ですよ。それを出してください。

それから、これ今に関係しますけれども、普通、区とか個人から要望書があがってきますね。要望書があがった時点で、ああ要望書があがったけん仕事するかい。そういうことじゃなかでしょう。そこをじっくり検討して、こら本当にやらんばいかんなど、大変だなど、要望書等のあがってきた内容だけで、ここ机に座って、これしましょう、しませんというのが今の状況なんですか。そうじゃなかでしょう。

例えば、私は大河内地区ですよ。大河内地区の前の川が崩れたけん見てくれんか、電話したときに、ああ本当ですか、何メートルぐらいですか。20メートルぐらいです。そなしまっしょだいて、すぐしますけんて言いますか。お宅たちが確認しがきて、いくら崩れたということで、ちゃんと見がくっでしょ。冒頭で言うてもそうですよ。今回、相当な数、何回かいろんな形で要望が出るということでございますが、町として、そこら辺の確認はしているのかしてないのか、現在。今、山間部は相当荒れとっですよ。山間部、河川にしても、農地にしても、今。昔はですね、畑地と台風、豪雨だけだったですけども、今後の荒れ方はイノシシまで加勢しよるけんですね。

- 議長（錦戸俊春君） 松本議員。
- 5番（松本良人君） 何ですか。
- 議長（錦戸俊春君） 質疑の途中ですが。
- 5番（松本良人君） 時間の制限のあつとですか。
- 議長（錦戸俊春君） 質疑の途中ですが、この再議についての質疑の時間ですので。
- 5番（松本良人君） No.1の要望書に書かれたのをどうにかしてって聞きよつとでしよう。
- 議長（錦戸俊春君） 改めて、整理されて質疑をしてください。
- 5番（松本良人君） まあ一時ですよ。

それから、先ほど9番、これは皆さんから出とったですね。県の海岸保全事業でブロック積みはなされているが、ここができてほかんところはできんとはなぜかと。そこら辺を県がされとって、ずっと県が少しでもしてくれればこういう、これに越したことはなかでしょう。県が少しでもしてくれたなら、それを毎年してくださいというのが一番ベターなやり方でございますので、そこら辺のできないという、それをお尋ねをします。

途中で何のかんの言わんでください。そんなら時間を指定してください。

- 議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。
- 農林水産課長（宮崎良成君） まず、今日お示ししました比較の資料についてですね、説明をさせていただきますけども、この資料は8月5日の日に関係者の方に配付し、説明をした資料でございます。

標準的な断面をもとにですね、それぞれの工法を当てはめてみて、事業費を算出しております。したがって、これですと海岸線の道路の側溝の位置から2メートル離れたところ、それと上の農地の境界等を、そこに入れて、その中にそれぞれの工法を落とし込んで比較させていただいております。

当然ながら、その第4案の吹付法砕工というのはですね、法面部分だけですので、その部分しか出てきません。

この設計業者については、すみません、ここでの答えは控えさせてよろしいでしょうか。

次に、平山の件についても、直接は関係ないので、よろしいですかね。言ったほうがよろしいですかね。

平山のその部分については、農業委員会として農地改良届出書を受理し、処理しております。許可条項ではございません。そこについては、随時、確認をしております。

工法の比較検討の中で、盛土部分が多いと、これにつきましては、できる限り上の部分の農地を作るというかですね、今崩れてなくなっている部分を農地を復元するという

ようなことで、上の平地の部分をつくるというようなことで、盛土をし、それぞれのメーター、そこに農用地を確保するような設計になっております。

あと、現場の土質ですね。玉石混じりですけども、現場の状況をご覧になればですね、底が崩れている状況、それから、湧水の状況は確認できると思います。それを含めて今回の工法を検討、現場の状況をご覧になれば、そこが崩れている状況とか、湧水の状況というのは現地で確認できるかと思っておりますので、その辺の状況を見てですね、今回の5案を検討したところでございます。

吹付法砕工に変えてですね、簡易的な法枠ができるんじゃないかというふうな件ですけども、確かに、簡易法枠というのはございます。ただそこはですね、勾配なり、あとはその土質の劣化によって崩れがあるとか、それを簡易的に留める工法ですので、今回はその現場に応じた吹付法砕工を採用させていただいております。

農地の保全という観点からはですね、先ほど申しましたとおり、上の段の部分に新たに農地が確保できますので、その辺で農地の保全が保たれております。

あとは防潮林についても同じですけども、お配りしました断面図、すみません、標準断面図ですね。防潮林がある部分というのは、崩れの面より内陸側ですね、陸地側です。その部分について極力触らないようにしておりますので、現状の防潮林がこの工事によってなくなるということはありません。

関係者説明会によって、砂の飛散というお話が出ましたけども、今回は、海岸線の工事ではなくて、陸地部分の工事でございます。この工事によって新たに砂の飛散が発生することはございませんので、その件について、関係者の説明会を開いてはおりません。

それから、災害報告関係ですけども、ここの部分に係る被害の報告、動向はですね、今手元に資料がございませんので、回答はできません。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 以上ですと言うたっちゃ、回答ができんというところがおかしかけん、回答すると努力してください。回答してください。先ほど回答できんと言うた。それは回数に入れんでください。議長、回数に入れんでください。回答できんというのをあり得んでしょう。回答してください。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） ここの部分にかかる、その災害の報告件数とかそういうのはこちらで把握できておりませんので、回答できませんとお答えいたしました。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、標準、お宅からいただいた標準断面図によって上の完成予想が違うやっかって、断面により違うやっかというただけです。農地として復元せんばんけんやりましたじゃなくて、同じ比較設計書で、こっで比較設計書作ったでしょう、単価まで出して。そして、どの案かが知りませんが、一番安くなったでしょう。比較設計するのならば、同じような天端の取り方、基礎の取り方、力のかかり方、せんば比較にゃならんじやっかというただけですよ。法枠も一緒。全然違うことば言いよっちななかですか。

そして、一番安かとはすつとが本当じゃなかかって。きれいにしてですね、これじゃ比較にならんでしょ。ばってん、私たちには堂々と比較設計して、これが一番安うできましたということで提示したでしょう。うそだったでしょう、それは。そういっとうその言い訳は議会ではしないでください。私たちもなるだけうそは言わんごて、たまには間違て言うかもしれんばってんですね、それは故意に間違ったじゃなかですよ。これは故意に間違ごつですよ。

それから、地積図と現在の状況あたりも聞いておりません。そこをぴしゃつとした、何ですかね、災害報告なんかちゅうのは総務課か土木とか、あんた農林じゃけん農林でも農災とか何かちゃんと災害報告出しとつでしょう。農林水産省あたりにもちゃんと出しとつでしょう。公共土木は国土交通省に出しとつでしょう、災害あったならば。その控えが5年間あつでしょう。なかちゅうことはなかはずですよ。なかちゅうことは、ここに災害がなかということですよ。そうでしょう、そうでしょう、そうでしょう。災害報告出さないかんでしょう。特に総務課あたりも被害状況報告はしてあるはずですよ。特に、こういった事業をせならんところは、農林水産省とか何かには何年に出しましたとかなんか裏付け資料持つとつて交渉せないかんですよ、予算の交渉なんかというのは。それがしてなかというとはおかしかですよ。

それから、砂の害は関係者にしかしとらんということでしょう。地域の方々にはしとらんということでしょう。地域の。これは地域の方々、私は一番大変だと思いますよ。この地権者とか何かについては、ようなることとか、ちつとはしんどしたっちゃ崩れんごつなるけんよかなつてしか思われんすけれど、そこに住んどつて、その工作物の如何によっては、風向きとか何かではその害が相当くるごてなれば大変じゃというようなことですよ。そういったことであれば、地域の方にも説明はせないかんでしょう。

今、都呂々で発電所の風力発電所の説明があつたです。全家庭ですよ。全然関係なかつたですよ、なか人にも案内のきとつとですよ。そういうことで、ここは実際害が起こるかもしれんから、やっぱりこれをするこつによつて、やっぱりせにゃいかんとじゃなかかということですよ。

それから、先ほどの防潮・防風林、特に農林あたりではわかつとらすけんが知つとら

すでしょうばってん、保安林なんかちゅうのは、斜めんところは、ほんなら斜面に植わ
つとつとは、保安林とか防風林には指定されとらんですか。上のほうのあたらんとこで
してなつとつとだけ保安林に指定してありますか。あれは全部が風をよくつとですよ。
柔らかくなって受くつとですよ。斜面のについては、何も関係なかけんそれは考えてお
らんとというのは間違いじゃなかかと私は思いますよ。斜面にずっと木とかなんか植わつ
とつて、それを下から吹き上げたつが和らげていって、上の潮に、そのあと上のほうの
作物にあたらんごてしとつとことは、それはそこら辺の農地の方がつくらっでしょうけ
れど、防風林なんかというの、そこだけじゃなかつですよ。下から巻き上げてきた風
をよくつとですよ。そういった認識はですね、ぜひ事業課のお偉いさんたちは知つとか
ないかん。そうせんば、苓北町から災害はなくならんですよ。そこら辺どがんお考えで
すかね。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、1点目に、この比較の資料ですけども、先ほど
説明しましたとおり、道路の側溝から2メートルの位置を基準として、そこから立ち上
げて構造物をつくった、それを同じような断面で比較しておりますので、特に間違いは
ないと思います。

あと、災害の状況については、農林水産課分と以外にもそれぞれの課でありますので、
そこを含めて、私のほうではここ、今のこの場では回答できないということでお答えを
させていただきました。

砂の被害というふうなことですけども、今回の工事については、海岸線の工事ではご
ざいませぬ。それから一段上がった陸地の部分の工事ですので、海岸線の砂が舞い上が
ってどうこうというのは、今回の工事により関係することはございませぬ。

防潮林ですけども、今回の工事によって、それぞれの工事によってそこは構造物がつ
くわけですから、ある程度法面部分の掘削というのは伴います。今回、2段目比較して
ありますけども、吹付法砕工だと、返ってここの部分には植栽できませんので、補強盛
土で新たに盛土をつくれればここに新たな防潮林というものは造成できるものと考えてお
ります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） お宅が自信持ってその防潮できるということであれば、それで
いいかもしれませぬ。何に自信持ってそう言われるつとですかね。今回、この標準断面の
取り方が違うというのは、下から持っていけば構造物によって上の計画の面積が相当動
くわけですよ。どっちを利用すつとですかね。私たちは、通常は、道路の面積から、道
路が3メートルいるから、3メートル取ってから下さんおろすて計画すつでしょう。お

宅は下からずっと上げていって、道路の幅が余ったけん道路の幅ば広げますというよう
な設計しますか。せんでしょう。ここの畑は、こっだけが崩れとるからこっだけ滅失し
とるから、こっだけ復元してやらないかん。これは3.3メートルなつとるから、1メ
ートルをぴしゃっと取って、その分を取ってずっと下さん計画を落としていくと。そう
したことにせんと、事業費の比較はでけんとですよ。そっで下で余れば、余らんとてし
て土羽で調整するとか、構造物でですね、足らんときは構造物であぐると。余ったとき
は構造物を下げて下まで、その2メートルにしとったところまで下げると。そういった
ことが設計する者の基本ですよ。基本を知らんでおって、がんとば説明しがこんでくだ
さい。基本的な考え方じゃなかですか。それで、これでは比較設計はできませんとい
うのが私の考え方なんですよ。

もう3回目になりますからね、言わんばってん。間違っとなら間違っとならってのは
きり言うてください。

それから、先ほど農業委員会と言わんばんでしょうかな、言わんちゃよかですかね。
私、今までずっと何名かの方がそこの平山の問題を提起されたので、あんたら所管課じ
ゃなかかて、知つとかんばならんぞって、例えば、風が舞い上げて、そのここのACⅡ
で擁壁をつくったところは相当な害があつとるよと、主管課だろうと言うただですよ。
それに私は今は何も言うたらんですよ。それば、私は今回の問題じゃなかけんか言わん
ばんでしょうかいて、議長に伺いば立てんばんですか。今まであつたでしよう。今まで
その問題があつたから、あんたは主管課やつかって言うただですよ。

それから、平面図の関係は、もう一番重要な平面図はまだ出されんとですよ。これは
一番大事なことなんですよ。平面図がなくて、こういつたするされんの協議はでけん
ですよ。今まで工事の委員会あたりで工事もらうときに、平面図を出さずに横断だけ
いろんな説明があつたことがありますか。私、過去に思いますけれども、善亀線にした
っちゃ、お宅の担当された広域農道、本渡の基幹農道ですかね。あそこにしたっちゃ1
回もなかでしよう。全部平面図付けて、平面から説明していくでしよう。何で平面がな
かかというわけですよ。そのことには全然、前回から全然触れらさんじゃなかですか。
どうしますかね。私はください。全部に。それが基本ですよ。平面図があつて標準断面
図があるわけですから。それで私たちはどういつた形ができるというのを頭の中で空想
するわけですから。

それから、現場ば見て現場が崩れとるけん、現場で調査しとる。私たちも見が行とつ
ですよ、現場には。そして、あんたよりも昔から現場の状況知つとるですよ。あそこの
先のほうの水が湧いとつところはずっと昔から湧いてきよつとですよ。あそこは多分水
道あたりがなかときに、白木尾地区の水がめなんかにもなつたところじゃなかろうかと思
うですよ。あそこの下には田んぼのようなどこありましたよ。そっで昔からあそこの

水は湧いたつたですよ。あそこに手洗いぎや行きよつたですけん。遠足に来てから。今の状況も見て、この前も見てきたですよ。それで、それで見た、行ったじゃつまらんから、地積図でどんくらい崩れとつとかというのはそれしかなかから、それをくださいというわけですよ。それにこれだけ崩れとりますという被災箇所を示してくださいと言っただけですよ。それは普通は土木あたりもやるでしょう、被災箇所はこっただけですよ。それは基本的なことじゃなかですか。一番基本なことを適当なことを言うて、口先だけでどうのこうのどうのこうの言うつたっちゃ、私は信用はせんですよ。

以上、終わります。

そっでください。今までお願いしたとは。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、1点、これ断面の比較ですけども、先ほどから申しているとおおり、標準的な断面でそれぞれの工法を、この場合ですと、道路の側溝から2メートルの位置で立ち上げた場合にそれぞれの工法で比較しておりますので、そこはそれで事業費の比較というのは可能だと思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） あとしばらくお付き合いください。

まず、先ほどから出ている標準断面図について、先ほど現地3区の地権者との話し合いの中で、第2案の補強盛土工、これに最終的には決まったんだということで理解をしておりますけども、まず一番初め、この絵を見てですね、ここは大体北より150メートル付近と書いてありますので、こっちの渡された標準断面では、No.3付近ということで、No.3が120メートルだと。そして、地権者に渡されたのは150ということで、ほぼ同じ断面かなということで話を進めていきたいと思います。

まず、見ていただくとわかるんですけども、片方は2段、片方は3段の絵といいますが、それで計画をされております。それから、No.3のほうでは、側溝から1メートル、地権者に対しては側溝から2メートル、ここで1メートルの差があります。そうすると、これを今回示された標準断面を、これあと1メートル、地権者と話をされたところ出すとおのずと事業費が下がるんじゃないかなと。ただ単の考え方ですよ。そして、1メートル800と1メートル、こっちが1メートル、1メートルですから、ここででも幾らか出てきはせんかなと。当初は、これ覆土を、私たちは覆土が必要だという案を持っておりましてけれども、協議の中で、いや、もう覆土は必要ではありませんという回答を今得たところです。そして、最初の盛土、購入土から発生土、その間に検討されて、いやいや掘削すると当然道路が余るんだということで、ここに発生土を持ってこられたと

思います。それは適切な処置だと思います。

私は、この発生土がもしも足りない時には、今盛んに言われておりますけども、特に志岐ダムの下遊び地のところに平山の第一ため池を浚渫したときに発生した工事用の残土がございます。土地改良区の理事長もおられるし、農と水の会長もおられますけども、とにかくあそこの残土をいち早く、発生土を私たちで言う工事用残土を取り除く必要がございます。今仮置きしておりますからね。これをできるだけ利用していただきたいと思います。

そして、この私たちは、最初、この法面のところを全部伐採していくと、工事で伐採しますから、当然のごとく、今の防風林が全部消滅するだろうと聞いていたわけです。そうすると、消滅すると、海岸から吹き上げによって大きな被害が出るだろうと。そうすると、農林水産課長、ご存じだと思いますけれども、京の坪は何年か一遍、必ず風による被害で米が黒くなって、大きな被害が出ております。そういったことを考えると、せっかくこれによって農地保全という名称でありながら、この工事をしたおかげで何年か一遍は塩害が発生するのではないかと考えております。ですから、私たちは、その防風林・防潮林が工事によってしばらくの間消滅するのが一番恐ろしいわけです。これは当然、地元の議員もおられますけども、工事をする前には、全住民を対象とした地元説明会があろうかと思っております。その時には、私のような考えを持っている住民の方が何人かは必ず出てくるだろうと思っております。その点について、再度、検討方お願いしたいと思っております。それが一つですね。

それと、1番私が気になるのは、今回の工事用地、要するに、普通ならばですよ、課長ね、事業用地だけを分筆して寄附行為、賠償するのが普通なんです。ですけども、今回は地権者の方々の温かいご理解といいますか、ご配慮があったようで、全筆この事業用地として寄附をいたしますというふうな承諾を得ておられます。今のところまだ2人残っていらっしゃいますけれども、分筆をしないだけでも相当の金が浮くわけです。浮くと言うたらちょっと語弊になりますけどね。そういったところで、その登記に関わるお手伝いというのは全面的にですね、町がする必要があろうと思っております。話を聞いている中で、登記に係る仕事は地権者の人がやってくださいというふうな回答を得ているように聞こえたものですから、その点については、再度、いや、相続登記については、町が全面的に行いますというふうな回答がほしいなと思っております。そうしますと、公共で仕事をいたしますと、いろんな印鑑証明等々については公用でその自治体から受けることができるし、また、地権者の方も登記に伴ういろんな手続きというのは必要がございますので、それは全面的に町が行うわけですから、その点についてを、まずその登記に伴う手続きについて回答をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、1点目のお示ししました工法比較の資料でございますけども、これは先ほどから申しているとおおり、8月5日に地権者の方に説明した折の資料でございます。その後ですね、県とも協議を進める中で、その海岸線、道路から何メートル離すのか、それから、小段を設けるのかどうか等もですね、県ともいろいろ調整をする中で、今回、お示ししましたこの断面に決定したというふうなことでございます。

購入土について、ダムの下に残土があるので活用をというふうなお話でございます。今回の工事においては、できる限り泥の購入等が発生しないようにですね、現場内で調整するような形でですね、工事を進めたいと考えておりますけども、必要に応じですね、不足する場合はですね、その辺は土地改良区とも協議をさせていただきます。

今回の工事の実施にあたって、用地については寄附というふうな形でですね、お願いして、そこについてはですね、快く承諾をいただいたところでございます。ただ、既にお亡くなりになられている方の名義のままに残っている部分もございまして、相続については、町のほうからですね、踏み込めるといいますか、そこの範囲というのがございますので、そこはですね、ご相談に応じてですね、対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） せっかくですね、快く用地を提供していただいた方もいらっしゃると思います。ですから、それに報いるためにも、やはり応分のお手伝いはする必要があるかと思っております。

最後にですね、私たちは6人によって、今回、出された補正予算の修正動議を出し、それを可決したわけでございます。そのときも申しましたけれども、私たちはこの事業を、この白木尾台地の農地保全については、反対はいたしません。しかしながら、工法とか、いろんな手続き等にもう少し時間がほしいと思い、あえて修正動議を出したわけでございます。もちろん、補正予算については農林水産業はじめ、多くの公共事業、林道をはじめ災害復旧事業の予算も組み込まれております。ですから、そういったことは必要だからと思って、この件に関するだけの修正動議だったんです。再議については、執行でもあれ、町長が議会に再議を申し入れる、それは権利はあります。しかしながら、せっかく私たちは私たちにどうにかして今のこの事業を続けたいけれども、もう少し時間がほしいな、時間をいただきたいなと思い修正までしたわけでございます。今回、再議によって、もし、このあと再議の表決がわかるわけでございますけども、その結果次第です、この白木尾台地は、今年度ばかりでなく、また来年度も続くわけです。そういったことで、このような形態が続くと、私たちはおのずとこの次の白木尾台地の事業に対しても異議を唱えるかもしれません。そうしますと、それに伴って、また、町

長が再議を申し上げる。そうすると、再議と、修正動議と再議、修正動議、再議のこれを繰り返すことは、やはり正常な姿ではないと思います。

私は、平成20年、2008年に鹿児島県阿久根市で行われておりました執行権者が専決処分によっていろんなことをやって、結局、議会を無視した行政がなされていたのは、皆さん、ご存じだと思います。このことによって、当時のここにインターネットで調べてまいりましたけども、市長と議会が話し合いで決める民主主義の根幹を大きく揺るがすものだということが載っております。私たちの任期もあと1年でございます。最後の1年に執行部側と、議会の私たちが出されたその度にこういったことをやっていくと、一般に、今日、大勢の町民の方が傍聴しておられます。この議場の姿を見てどう思われるか残念でたまりません。町長、私たちの意見もですね、少しは取り入れながら、もう少し余裕を持った町政を行ってほしいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） それは高戸議員のお考えで、先ほど申し上げましたように、白木尾海岸の防波堤からするともう20年近くやっているんですよ、このことは。で、やっと7割方国が見てくれる事業ができてきたんで、やろうと。そして、一朝一夕に考えてやったわけじゃないですよ、これは。

それで、もう一つ言えば、1日でもあの海岸、あの伏流水でですね、少しずつ壊れていってる。だから1日でも早くやらなければならないということと、あと、予算の問題ですね。その国土強靱化のためのこの起債や、2年間ということ、最初できました。ところが、それじゃ足りないからあと5年延ばそうということで、令和7年までは延ばしていくと、そういう考え方がありますが、このあと6年で、あと5年というのは長いようで短い、ですから、そういった意味もあって、一番伏流水に対応できる工法、これを採択したわけでございます。そういった意味でですね、議会と執行部、それぞれ歩み寄りが必要であります。しかし、そういう観点から行けば、議会も歩み寄ってほしいと、そういう思いでありますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） ですから町長、私たちも歩み寄って言うじゃないですか。白木尾台地はですね、農地保全は必要だと私も思っています。私も町長の下で働いた経験がずっとあります、20年近くですね。この白木尾海岸の、建設海岸の防波堤の工事のときも、私は当時の用地担当でしたから、内田あたりに白木尾に出向いて頭を下げながらよろしくお願ひしますと、そのあと、土木事務所の協力を得て、県の協力を得て防波堤ができました。そのあと、そっちのほうの席に座っていて、議員の方々からいろんな質問を受けた経緯もございます。ですから、町長もそう思いでしょうけど、私もこの

白木尾海岸については、自分なりの思いがございます。大変だったなって、しかしよかったよなって、それがわかっているからこそ修正をあえて出して、話を少しく下さいと。実際に12月にですよ、町長、議会が通ってもですね、工事はできませんよ。風雨の中であの法面の工事、いかななものかなと。従業員の方も大変だと思いますよ。これを今から、年明けにやって、そのまま、まあ仕事ですから一生懸命に頑張れるとは思いますが、そういったことを考えて、少しでも安く、そして地区住民の方から喜ばれるような工事にしたいと思って、私たちが工事そのものには反対をしないから少し時間をくださいと。強いて言えば私のばあさんも白木尾出身ですから、あのところ地権者というか、住民の1人ですよ。先祖の思いもちゃんと持っております。ですから、そういったことを含めて修正をしたということです。ですから、このあと町長がどういうふうなことで工事を進められるかわかりませんが、私たちの思い、6人があえて反対した思い、それは十分酌み取っていただきたいと思います。

言われるように、議会も強行といいますか、ああ止めてしまえって、そういった態度は持っておりません。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで15分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後3時03分

再開 午後3時15分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これから討論を行います。修正議決についての討論を行ってください。討論ありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、討論にあたっては、必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。

まず、原案に賛成及び先の議決に反対者の発言を許します。

先の修正議決に反対者の方です。

はい、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 3番議員、廣田です。私は、原案に賛成の立場で討論に参加します。

今回、補正予算の修正議決に対して、再議に付されました。このあと、補正予算の原案の採決に至るものと思っています。町民生活の安心・安全を守ろうとする今回の補正予算の全てのことを否定、否決に回することは予算の議決権を有する一議員として断じてできません。

よって、原案全てに賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対及び先の議決に賛成者の発言を許します。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 1番議員、山口利生です。先の12月議会で議決した案に賛成で、原案に反対の立場で討論に参加いたします。

先の12月定例議会において、賛成多数で可決いたしました12月補正予算に対し、町長から再議の申し出が提出されました。白木尾台地を守るために法面崩壊対策工事を実施することは大変重要なことと考えてはおります。しかしながら、一部地権者の同意が得られていない中で、アッシュクリートⅡ盛土材で全面を埋め立てする白木尾台地法面補強対策工事を強行に実施すれば、地域住民のコミュニティを壊すことにもなりかねません。白木尾台地の法面崩壊よりもっと怖いことになるのではないかと懸念するところです。

また、白木尾海岸は苓北町の大切な宝であり、これからの苓北町の観光の大きな核となるべきものと考えます。そのため、工事方法の見直しを提案し、工事費の減額修正した補正予算を議決したところでございます。

町長は、白木尾台地の法面崩壊対策工事は、アッシュクリートⅡ盛土材で埋め立てする工法しかないとの考えで再議に付されたことと考えます。このことは、町民の代表としての議会意思を重要視されないことに通じることではないかと大変憂慮いたします。苓北町の20年先、30年先を考えた白木尾台地法面崩壊対策工事のあり方をもっと真剣に考えていただきたいと節に願うばかりです。

よって、12月定例議会で議決した修正案に賛成し、原案に反対いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成及び先の議決に反対者の発言を許します。

はい、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 2番議員の野田謙二でございます。私は、原案に賛成し、先の議決に反対する立場で討論に参加させていただきます。

今回の再議に付されましたことで、もし今回否決されますと、一般会計補正予算全てが否決されることになりかねません。そうしますと、苓北町議会としての本来の仕事である議会の予算に関する管理監督が、議会自体が放棄したことになりかねません。

よって、私は一般会計補正予算の原案に賛成いたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対及び先の議決に賛成者の発言を許します。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 修正議決に賛成の立場で討論いたします。

第7回定例会において、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）の白木尾台地農地保全事業の工事請負費を除いた、その他の予算については、8月豪雨で被害を受けた町道や河川の復旧復興費ほか、社会福祉費など、町民の生活に直結した大事な予算であり、否決すべきではない。しかし、予算の一部である農地保全事業については、今後、工事の工法の再検討と賛同されていない地権者の同意を得てから提案すべきとして修正案に賛成しました。

今回、修正議決が否決されれば、苓北町一般会計補正予算（第6号）が再提案されます。そうなれば、白木尾台地農地保全事業予算の工事請負費を今度は修正して可決することができず、原案に賛成か反対かを採決しなければなりません。先ほど述べたように、町民の生活に直結した大事な予算が含まれている苓北町一般会計補正予算全てを否決することは本意ではありません。

しかし、白木尾台地農地保全事業については、設計等の再検討での見直しを期待していたにも関わらず、前回と全く同じ内容の提案であり、到底納得できるものではありません。

よって、修正議決に賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成及び先の議決に反対者の発言を許します。

はい、田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 11番議員、田嶋豊昭です。原案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

私は、平成26年12月議会において、白木尾海岸背後地の保全対策についてと題して一般質問をいたしております。そのときの町当局の答弁として、護岸の完成により、波の浸食はなくなったが、傾斜面の崩壊が収まっていない。町が施工する保全対策としては、小規模な農地災害や山地災害の復旧に関わる単独の事業しかなく、加えて、個人所有の財産となる宅地や畑、山林の保全対策をどのような事業で取り組むかという問題がある。これといった事業があるのか。受益者負担をどうするか。今後、地元受益者の方々や熊本県の関係部署と協議、要望をしまいたいとのことでした。

あれから何度となく同様の一般質問を行ってきましたが、今回、ようやくのこと、国・県の関係部署との調整、地元受益者で承諾を得た範囲での事業実施に関わるその財源を確保したことでの補正予算の提案だと思っています。このことを始めとして、緊急性や優先度の高い事業、町の成長を作り出す補正予算の提案だと思っています。

この事業も今頑張っってやらなきゃいつできるかわからないと思っています。

原案全体に賛成いたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対及び先の議決に賛成者の発言を許します。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 5番議員、松本良人でございます。再議に反対の立場で意見を申し上げます。

今回、補正予算計上の農林水産業費、1農業費、5農地費、節14の工事請負費4,830万円については、事業そのものに反対するものではございません。先の12月定例議会の折の予算修正動議に賛成意見で申し上げたとおり、内田区長、吉田勝志ほか3名による要望書が提出され、実施計画の運びとなったものと思われま

す。12月議会補正予算修正動議賛成意見で申し上げましたが、再度議会に付託されたので、私も再度同じ内容を重ねて申し上げます。

この要望書の理由書によると、①、白木尾台地北側約320メートルは、平成22年度からの護岸工事により、波による法面の崩壊は抑えられているが、陸側から海側に流れ出す地下水でこの伏流水によって、畑地、法面の崩壊が進んでおり、畑面積が少なくなるとともに、畑作業の安全性も徐々に脅かされている。

②白木尾台地南側130メートルについては、伏流水の影響と思われる水で崩壊が進行している。この場所には、住宅地が点在し、心配でならないということでございました。何とかこの崩壊を食い止めたいが、私どもではどうにもできないという要望書でございます。

ここで言われている住宅地の保全については、既に別途事業により工事は完了しているとのことでございます。

今回、提出された工事計画書によりますと、完成時には、現在の畑地面積よりもはるかに少なくなるような計画になっているところもござい

ます。農地の崩壊により、畑地面積が少なくなるのを食い止める農地保全のための防災工事が逆効果になっていく恐れもあります。

再度申し上げます。この設計図によると、全体が県工事、階段ブロック、張コンクリート、吹付法砕工、コンクリートに類似の壁面材、ACⅡ養生シート工と、全て2次製品で施工されています。これまで草竹林で覆われ、このことが海面からの強風にも潮、砂の飛来を防ぎ、防潮、防遮の役割を担ってきています。

この設計書のとおり、工事が完了した場合、今後は潮、砂の被害はかなり強くなる。特に、強風が吹き上げる砂の害は台地に耕作されている農作物は基より、近隣住宅まで被害を受けることになると思われま

要望書によると、320メートルは平成22年度からの護岸工事により、波による法面の崩壊は抑えられているが、陸側から海側に流れ出す地下水で、この伏流水によって畑地法面の崩壊が進んでいるということですが、現在、直接の被害はあまりあっておりません。

このことから、まだ早急に急ぐこともないので、入念に調査検討され、ここ白木尾台地にふさわしい設計、施工されることを申し上げます。

また、この工事場所につぶれる用地については、分筆することなく無償で町に譲渡することになっているということですが、このようなことは町として前代未聞であります。つぶれ地は必要最小限として所有者から買収するのが町としての当然なことと思われま。住民の方々につぶれ地や工事内容、特に完成予想など丁寧な説明後、全ての方々の納得が得られた場合、計画に取り掛かるのが普通のやり方であります。

このことも再度申し上げます。町内には、水による田畑等の被害は、法面側面を問わずかなりあります。

また、河川からの越水や湧き水、鉄砲水等により耕作道を流され、掘り取られ、田畑等が流路工となり、困っているところが相当あります。このような場合、異常気象による場合は、補助工事で工事が行われますが、個人の財産であるため、規則により、個人の負担が伴います。もちろん、自然災害の場合には、補償はなく、全額自己負担ということになります。山間部の田畑は、このようなことから放置されているケースが多くあります。

今回、この白木尾台地が全額町費で実施されているということですが、町内類似の土地の保全については不公平が起こることになります。

前回の議会定例会一般質問において、苓北町民に不公平が起こらないように条例の制定を早急に行うようお願いをいたしました。不公平是正のための条例を定めた後で事業を開始しても事業の完了時期に大差は生じないと思われま。

このようなことから、この工事に反対し、再議に反対します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成及び先の議決に反対者の発言を許します。

はい、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 10番、倉田です。先の修正案に反対し、原案に賛成します。

私が知る範囲の白木尾海岸、白木尾台地に関し、地方議会で取り沙汰されたのは28年前の平成5年、白木尾海岸の浸食が進み、近くには畑や民家があり、住民は非常に不安がっておられるとのことに対し、町当局はその旨を県知事に伝えられましたが、県は、現在のところ計画はないが、長期計画で取り組みたいとのことだったわけです。しかし、町は、一刻も早く整備に取り組んでくれるよう強く陳情されてこられました。その後、さらに町と町議会合同で国土交通省等に数回にわたり白木尾海岸高潮対策事業の要望活

動を行い、私も参加させていただきました。平成13年に防波堤工事に着工され、長きにわたり取り組まれ、防波堤は完成に至ったところでございます。そして、今回、県と町の協議の結果、ようやく白木尾台地法面崩壊防止工事の工法、事業費等にめどが立ち、あわせて、対費用効果等も十分見込まれ、提案されたところであります。

しかし、一部にACⅡの使用に関し反対する方もおられます。県また関係機関の許認可のもと、このACⅡは今日まで多くの事業に使用されてきました。ややもすると、今日まで使ったACⅡに対し、また、製品に対し否定するものであり、ややもすると製品の信用問題にもつながりかねません。

ご承知のとおり、この事業は永年の懸案であり、できる部分から工事を進めていただき、残る部分については、引き続きご理解をいただけるようご努力を願いたい。そうでないとこの事業は一步も前には進みません。気候、気象変動が心配される昨今、一日も早く国土強靱化を図るとともに、地域住民の暮らしの安心と農地保全に努められるよう早期完成を望むところであります。

よって、先の修正案に反対し、原案に賛成いたします。

以上。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対及び先の議決に賛成者の発言を許します。

はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 一般会計予算に反対、修正動議に賛成の立場で討論に参加いたします。

今回の補正予算には、8月豪雨やコロナ対策など住民に大事な予算が入っているので反対しづらいのですが、白木尾台地保全事業での工法、材料に疑問も持つものです。白木尾海岸の農地保全に全体に反対するものではありません。平山の土捨て場で目の当たりにしたACⅡのもろさ、煙のごとく舞い上がるのを見た者として、今回の工事で白木尾海岸にACⅡのむき出しの部分に覆土をしないということがわかりました。波風が強い海岸において覆土もしないACⅡを使うことには疑問が残ります。

よって、修正案に賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成及び先の議決に反対者の発言を許します。

はい、山本政人君。

○9番（山本政人君） 原案に賛成の立場で討論に参加します。

荅北町議会においては、19年ですから、もう何年になるんですかね、石炭灰リサイクル調査検討特別委員会が全議員を構成員として設置されました。その中で1年間かけて検討を行った結果、国が定める環境基準値以下であるということを全会一致で確認をいたしましたところであります。

それから、先ほど最初の理由の中で、町長、副町長からも話がありましたように、町

としても内田の実証工事において、モニタリング調査を毎年実施されておりました、これまで全てが環境基準値以下となっております。

そして、また、使用する石炭灰リサイクル製品の安全性につきましても、路盤材あるいは盛土材として熊本県知事の許可を受けた建設資材であります。これも国の指定機関である一般財団法人の建材試験センターにおいて、その適合証明を受けているところがあります。

私は、この白木尾台地は天然の恵みである。この白木尾台地がなかったならば、志岐平野はない。この志岐平野は、この白木尾台地で守られているというふうに思っています。そして、その恩恵を受けてその平野の一角に居住を構えておりますし、白木尾台地の斎場のすぐそばに私も耕地を持っておりました、現在、栽培をいたしております。ですから2日に一遍ぐらいは行くわけではありますが、ただ、斎場のすぐそばの駐車場、この一帯はもう相当前に陥没地帯といいますかね、相当土がえぐれて伏流水で浸食されたのか、あるいは、何で浸食されたのかわかりませんが、大きな泥地となっております。

そして、この白木尾台地、円通寺山までは大変幅員が幅が大きいわけですが、しかし、その斎場のその箇所につきましては、海岸から手前の耕地まではもう直線距離で100メートルはない、そのように思っております。

ですから、現在、斎場の駐車場のすぐ脇から海岸線があって、護岸工事がなされております。これは相当昔になされた護岸工事であります。昨日、下に降り立ってみますと、今まで私たちが海岸に海藻を採りに行くとき、あるいは、海産物を採りに行くために、その工事の横を通っておったんですね。その時には、そのまま手ぶらで行けた道があったんですが、現在はありません。なぜなくなったのか、それは恐らく崩れていつているんだというふうに思います。そして、また、たくさんの方がサーファーにいられておられました。そのサーファーの方たちも、サーフィンというんですか、あれを担いでそこを降りておられたんですが、もう今はその担いで降りられる道もない。それを降りていくためには、あるいは登ってくるためには、ロープを付けてあるんですね。ですから、そのロープを伝って降りて、ロープを伝って登ってくるということではなくては海岸に降りることができない。昨日降りましたけれども、両手を使って降りて、そして、やっとこさで上がってまいりましたけれども、その工事をしてあるその右側のところが既に浸食されています。ですから、これはもうあとで担当課長にも相談して一緒に見に行ったほうがいいんじゃないかなというふうな感じを昨日持ってまいりました。

先ほど申しましたように、志岐平野を守るためにこの白木尾台地、本当に大事なものであります。ですから、小さな崩落であっても、私はできるだけ早めに護岸工事をしてほしいというふうに思います。

ただ、ただですね、何回も言われておりますように、これには未承諾の方がおられま

す。そういうふうに聞きました。ですから、この方々には努力をするというお話でしたが、大変でしょうけども、課長、努力をしてください。

志岐平野を守る、白木尾台地大事であります。そのことを伝えて、私の討論を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対及び先の議決に賛成者の発言を許します。

はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私は、原案そのもの全体に反対するわけではございません。そのために、先に修正動議までわざわざ提出し、賛同いただき、可決したわけでございます。先ほどから修正にかけました白木尾台地法面崩壊防止工事そのものは確かに必要ではあります。地元の住民の方々も永年の悲願だったとは思いますが、しかしながら、いまだ2名の方の同意を得ておりません。課長、引き続きですね、丁寧な説明を行いながら同意を得られるように再度努力をしていただきたいと思います。

それとともに、修正でも申し上げましたけれども、工法等の再検討、見直しをよろしくお願ひしたいと思うわけでございます。意見の中で述べましたけれども、議会と執行部が対立をし、いつまでも提案修正、そして再議というこの姿、町民の方々が見られてどうでしょうか。混乱を来すようなことがないことを望み、修正案に賛成し、原案に反対をいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に賛成及び先の議決に反対者の発言を許します。

次に、原案に反対及び先の議決に賛成者の発言を許します。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今回の一般会計補正予算（第6号）では、歳出5億円余りの中、障害者自立支援介護給付費2,394万2,000円、新型コロナワクチン接種関係536万5,000円、イノシシ駆除108万8,000円など日常生活に密着した経費、農地費4,875万円、そして私たちの生活になくてはならないライフラインの災害復旧費1億8,115万9,000円が計上されています。当然、これらの事業に要する費用の歳出予算に賛成し、町民皆様の生活の安寧に努めるべきですが、今回の補正では、これまで申し上げましたように、農地費の工事請負費の考え方は総事業費の総額も示されないなどずさんとしかいいようがございません。

よって、町の予算計上への対応のまずさから原案に反対し、修正案に賛成します。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

これから、議案第65号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第6号）に係る再議についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この場合、先の議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。

只今の出席議員は議長を含み12人であり、その3分の2は8人です。

お諮りします。

本案を、先の議決のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

修正議決に賛成の方です。

(賛成者起立)

○議長(錦戸俊春君) 只今の起立者は3分の2に達しません。

したがって、議案第65号、令和3年度荅北町一般会計補正予算(第6号)に係る再議については、先の議決のとおり決定することは否決されました。

議案第65号、令和3年度荅北町一般会計補正予算(第6号)に係る再議については、先の議決のとおり決定することは否決されましたので、改めて町長提出の修正前の原案を審議することにします。

議案第65号を採決します。

本案は、修正前の原案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(錦戸俊春君) 起立少数です。

したがって、議案第65号、令和3年度荅北町一般会計補正予算(第6号)は、否決されました。

-----○-----

○議長(錦戸俊春君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第8回荅北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午後3時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員